資料2

新！ひのっ子すくすくプラン(第5章163事業)　令和元年度事業実績等一覧

Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見

方針1）多様なニーズを受け止められる子育て支援
（1）多様な保育の場づくり …… P1～3
（2）保育の質の向上 …… P3.4
（3）地域の子育て支援拠点の強化 …… P4～6

方針2）子育てを励ます人と場づくり
（1）市民による子育て支援の輪づくり …… P6.7
（2）子育て相談・支援の充実 …… P7.8

方針3）周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり
（1）安心して出産し、育児ができる支援 …… P8～10
（2）出産前から育児を学ぶ機会の充実 …… P10

方針4）ゆとりをもって子育てするための環境づくり
（1）子育て世帯への経済的支援 …… P11.12
（2）男女が共同で子育てできる就労環境づくり …… P12.13

方針5）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援
（1）児童虐待への取り組み …… P13～15
（2）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実 …… P15.16
（3）ひとり親家庭の自立に向けた支援 …… P16～18
（4）不登校・ひきこもりの子への支援 …… P18.19

Ⅱ　一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

方針1）健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
（1）遊びの場の充実 …… P19.20
（2）学びの場の充実 …… P20～23
（3）農や自然を大切にする体験活動の充実 …… P23.24

方針2）心と体の健やかな成長を支える
（1）心の健康を守る支援の充実 …… P24.25
（2）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり …… P25～27
（3）食育事業などの充実 …… P27～29
（4）医療体制の充実 …… P29
（5）スポーツ活動の充実 …… P29～31

Ⅲ　共に生き、互いに育てあるまち

方針1）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり
（1）子育て支援の強化に向けた市民活動（NPOなど）の支援 …… P31
（2）地域で推進する子どもの健全育成 …… P31～33
（3）地域と学校の連携 …… P33.34

方針2）安心して子育てができる安全なまちづくり
（1）安全、安心なまちづくりの推進 …… P34～36
（2）子育てしやすいまちづくり …… P36～38

Ⅳ　命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1）家族や地域の人とのふれあいを促進
（1）家族のふれあいの促進 …… P38
（2）異年齢交流の促進 …… P39
（3）子どもの人権意識の醸成 …… P39.40

評価A：順調（計画どおりに又は計画以上に進んでいる）　**評価B**：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）　**評価C**：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）

Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見

方針１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

（１）多様な保育の場づくり

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①保育園	■各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■ニーズ量調査の結果を踏まえ、民間活力や国・都の補助制度を活用して計画的に整備を進めていく。 ■計画については毎年度見直しを行い、保育需要の動向や市の財政状況のバランスを取りながら待機児童の解消を推進する。	保育課	■認可保育所（子どもの森あさかわ保育園）開設（120名） ■認可保育所（よつぎ日野保育園）開設（143名） ■認可保育所（わらべ日野市役所東保育園）開設（152名）	平成31年4月1日現在　待機児童数46人（前年比93人減） ■認可保育所（子どもの森あさかわ保育園）開設（120名） ■認可保育所（よつぎ日野保育園）開設（143名） ■認可保育所（わらべ日野市役所東保育園）開設（152名）	A
②認定こども園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、３～5歳の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■市内で認定こども園は「幼稚園型」の１園のみだが、幼保連携型認定こども園等の新たな枠組みの認定こども園についても、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を見極めつつ開設を検討していく。	保育課	■認定こども園1園継続 ■日野台幼稚園の新制度移行 ■百草台幼稚園の認定こども園移行	■認定こども園1園継続 ■日野台幼稚園の新制度移行 ■百草台幼稚園の認定こども園移行	A
③小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■０～２歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■３歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定し、就学前まで継続して保育が受けられるように保証していく。	■平成27年4月に２か所開設し、保育需要に対応していく。 ■今後の開設には、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が課題になると考えられるため、日野市全体の保育需要の正確な把握に努め、あり方を検討する。	保育課	■小規模保育事業（ひのめばえ保育園）開設（19名）	■小規模保育事業（ひのめばえ保育園）開設（19名）	A
④家庭的保育（保育ママ）	■家庭的な雰囲気のもと、０～２歳児の少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。	保育課	■家庭的保育事業（国）1園継続 ■家庭的保育事業（都）2名継続	■家庭的保育事業（国）1園継続 ■家庭的保育事業（都）2名継続	A
⑤事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	保育課	企業主導型保育として以下3園の開設 ■たまだいら1･2Tomorrowhouse（12人）開設 ■多摩平たから保育園（19人）開設 ■英世会保育園（19人）開設	企業主導型保育として以下3園の開設 ■たまだいら1･2Tomorrowhouse（12人）開設 ■多摩平たから保育園（19人）開設 ■英世会保育園（19人）開設	A
⑥幼児園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼児園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	保育課	■協議会の構成、開催回数を見直し、保護者負担の軽減を図る。	■第七幼稚園、あさひがおか保育園、在園児保護者及び学校課、保育課で協力して「幼児園」を運営した。 交流事業として幼児園まつり（7/13）、合同遠足（10/23・5歳児・羽村動物園、10/30・4歳・昭和記念公園）などを実施した。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑦学童クラブ （放課後児童健全育成事業）	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象：小学校１～３年生 （ただし、障害児は４年生まで） ■事業概要 ①施設数（平成27年３月時点） 36か所（１施設内に２か所の学童クラブを設置している場合を含む） ②育成日 月曜日から土曜日まで（祝祭日・年末年始を除く） 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制（平成27年度より） ③育成時間（平成26年度現在） ・通常　下校時～18時30分 ※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要。 ・学校休業日　８時30分～17時45分 ※土曜日、三季休業期間等。	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の登録児童数は1,687 人となり、対象児童人口の約37％が登録されている。 働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とする児童をできる限り受け入れていく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの３つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。 ■運営形態については、安全性・安定性・利用者の利便性及びコストの観点から、民間活力の導入も含め、幅広い視点から検討を行い、子育て支援を充実する。 ■利用者ニーズの高い育成時間の拡大について、検討を進める。	子育て課	■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。 児童数の増加が見込まれる豊田小について、適切な対応がとれるよう、教育委員会等関係部署と連携し、対応を進める。 ■施設職員の意見等を吸い上げながら、さらなる育成時間の拡大に向けた検討を引き続き進める。 ■民間活力の導入にあたり、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを行う。	■平成31年4月1日現在の登録児童数は1,996人となり、対象児童人口の約43％が登録されている。 ■児童数の増加が見込まれる豊田小は、教育委員会と連携を図り、東校舎の建替えに合わせ学童クラブを併設できるよう調整を行った。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの３つで連携を図るよう努めた。 ■平成31年4月1日より、しんめい学童クラブ、七小学童クラブの運営委託を開始した。委託後もこれまでの育成の質を維持・向上できるよう、日野市の公営の児童館・学童クラブ職員及び子育て課が、事業者の育成内容を逐次確認するとともに、必要に応じて助言等を行った。 ■また、令和2年4月1日から運営委託が開始される五小学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを行うよう努めた。	A
⑧市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。 ■対象：４歳児・５歳児 ■事業概要 ①施設数（平成27年３月時点）５園 ②保育時間 月～金９時～１４時 （水曜日は11時半まで）	■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図っていく。 ■平成28年度末に幼稚園統合による第三幼稚園の廃園を予定している。さらなる幼稚園の適正配置については第三幼稚園の廃園による影響を考慮しながら引き続き検討していく。	学校課	■保育内容と小学校スタートカリキュラムの連携を推進する。 ■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図る。 ■幼保・小連携推進委員会への私立幼稚園の参加の充実を図るとともに、小学校区別の研究会を増やし、より地域の実態に応じた連携を強化する。	■保育園・幼稚園・小学校教員による教育活動の共有化と接続期の連携が定着してきている。 ■スタートカリキュラムの充実を図るため、小学校での授業研究や幼稚園での保育参観を行い相互に参観した。 ■幼稚園での研究会に小学校の教員が参観したことで、より具体的な実践交流ができるようになった。 ■保育園・幼稚園における保育事例を小学校と共有し、小１プロブレムに対応したスタートカリキュラムの充実が図れている。	A
⑨私立幼稚園	■市内に10園が設置されており、２千人以上の児童が在籍している。 ■市内の幼児教育の主軸であり、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。	保育課	■日野台幼稚園の新制度移行 ■百草台幼稚園の認定こども園化移行	■日野台幼稚園の新制度移行 ■百草台幼稚園の認定こども園化移行	A
⑩延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で１～２時間の延長保育を実施している。	■現在の事業を引き続き継続し、保護者のニーズに応えていく。	保育課	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施	A
⑪病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病気中や病気の回復期にある０歳から小学校３年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■平成27年4月に病児保育室を１か所開設し、病児・病後児保育室１か所、病児保育室１か所、病後児保育室１か所の合計3か所で実施していく。 ■今後の開設については、利用率等を考慮して検討する。	保育課	■引き続き市内3か所で実施	■市内3か所（病児・病後児1、病児1、病後児1）で実施。 ■年間延べ利用者数　1,108人	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑫ファミリー・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」 ■会員の状況（平成25年度） ①育児援助 提供会員630名、依頼会員6,044名 両方会員150名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 提供会員554名、依頼会員4,638名 両方会員115名	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。	子ども家庭支援センター	■引き続き、市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し身近な安心できる活動となるよう充実させる。 ■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。 ■多様なニーズに添った対応をするため、提供会員の資質向上など、対応力の強化に努める。 ■児童虐待等がうかがわれる場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡し支援に繋げる。 ■幼児教育無償化制度に対応する。	■会員の状況（令和元年度） ①育児援助 提供会員 587名 依頼会員6645名 両方会員 173名 延べ支援件数 4511件 ②妊産婦・家事・高齢者援助（令和元年度） 提供会員 542名 依頼会員 5733名 両方会員 133名 延べ支援件数 2562件	A
⑬トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館２階 時間等：18時～22時　月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：１歳～小学校３年生まで。	■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター	■地域子ども家庭支援センター多摩平はぴはぴで実施する子育て支援事業の周知を行う。	■トワイライトステイ 延べ利用者数： 169人	B
⑭ショートステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：１利用につき７日間まで。	■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。	子ども家庭支援センター	■利用しやすい事業を、継続的かつ円滑に実施するため、立川市及び実施機関（委託事業者）と連絡会等で協議を行う。 ■広報紙や子育て情報サイトを活用し、市民への周知に努める。	■ショートステイ 延べ利用者数： 317人	A
⑮一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要 対象児童：生後3 か月～就学前まで。 利用時間：０歳児 月・火・木・金 9 時～16 時30 分 １歳～就学前まで 月～土 （民間保育園は月～金） 8 時30 分～17 時 （超過保育あり） ※祝日・年末年始は未実施。	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。H26年度より減免制度を導入し、より利用しやすい事業とした。０歳児専用の施設を含め、現在市内7か所で実施し、利用ニーズを充足する定員数は確保しているが、今後も現状維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター	■地域子ども家庭支援センター多摩平はぷはぴで実施する子育て支援事業をより利用しやすい事業とする。 ■子育て情報サイト、広報等を活用し、市民への周知に努める。 ■子ども部内で立ち上げた一時保育検討委員会で、子育て支援事業の空白地域での実施を公立保育園を含め実施に向け検討。	■一時保育（延べ利用者数） 多摩平一時保育室：1465人 わかば分園：717人 上田せせらぎ：168人 しせい太陽の子：409人 至誠あずま：1076人 ぽっかぽか：21人 0歳児ステーションおむすび：306人	A
⑯休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日・年末（12/29・30）にも就労等により保育が必要な家庭のための事業。	■市内１か所の実施でニーズ量は確保できているため、今後も継続して実施する。	保育課	■引き続き市内2か所で実施	■市内2か所（しせい太陽の子保育園、ののはな保育園）で実施。 ■年間延べ利用者数 しせい太陽の子保育園　172人 ののはな保育園　99人	A
⑰夜間保育	■保護者が仕事などの理由で夜間に家庭での保育ができない場合に保育を実施する事業。	■延長保育及びトワイライトステイにより需要を満たしているため実施しない。	保育課	■延長保育及びトワイライトステイ事業により実施	■延長保育及びトワイライトステイ事業により実施	A
（２）保育の質の向上						

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として３年に１回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めていく。	保育課	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行った。 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行った。	A
②保育園の機能の充実	■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。	保育課	■四季を感じる農園、プロによる豆腐づくりの話やナチュラリスト学習を、お茶会、習字を実施。また、地域支援では、遊具や絵本の充実で施設・園庭の開放を実施。	■園庭開放（公立） 延べ47日実施、延べ42人参加。 ■地域支援・交流行事（公立） 延べ103日実施、延べ449人参加	A
③保育士の研修・交流等	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。	保育課	■保育の向上を図るために、①研修②子ども・職員の相互交流③地域のネットワークづくりの３つの事業を実施する。	■研修：①「コオーディネーショントレーニング」（6/13）参加者115名②「乳幼児の運動あそび指導のポイント」（5/30）参加者94名）③「食物アレルギーの食事の考え方と対応」（10/15）参加者90名④「気になる子への対応」（1/27）参加者91名※参加者は公民含む ■相互交流：参加園18園（公立5園・民間7園）総回数9回 ■地域のネットワークづくり：「保育フェア」（10/25～10/27）来場者総計1649名	A
（３）地域の子育て支援拠点の強化						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①地域子ども家庭支援センター	■多摩平、万願寺の２カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■子ども家庭支援センター直営の子育てひろばとして、市内22か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■保護者の自主的な地域の組織化の啓発として、子育てサークルの立上げや活動の支援を積極的に行っていく。	子ども家庭支援センター	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。 ①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座の企画を継続する。 ②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター高幡に繋ぎ、連携した支援を行う。 ③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援でサークル活動の活性化を図る。	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①啓発講座 ≪単独≫実施回数：152回 参加者数：2873組 ≪保育園等の協力≫ 実施回数：26回 参加者数：422組 ≪支援グループ等市民と共催≫ 実施回数：32回 参加者数：345組 ②相談事業 受理件数：6530件 ③子育てサークル 登録団体：17団体 訪問件数：56回 ④子育て支援グループ 登録団体：7団体	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
②子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■地域の子育て支援拠点施設として、市内に22か所設置。（平成27年３月現在）	■親子の居場所としての機能を大切にしながら、虐待予防、養育相談の最前線としての機能も担っていく。	子ども家庭支援センター	■利用しやすく、安心できる親子の居場所とするため、職員交流を含めた研修会を実施。 ■子ども家庭支援センターの心理士による、職員を対象にした巡回相談を実施。	■地域で安心して子育てするため、子ども家庭支援センター職員（地域支援ワーカー及び心理士）が子育てひろばを巡回訪問し、子育て相談やひろば運営等の意見交換を行った。	A
③児童館	■地域の子どもたち（０歳から18歳未満）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点である。 ■事業概要※平成26年度時点 ①施設数 合計10館（内指定管理２カ所）基幹型　３館　地域型　７館 ②開館日　月～土（日曜、国民の祝日、年末年始は休館） ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぷらねっとは火曜日から日曜日（月曜、国民の祝日、年末年始は休館） ③開館時間　９時３０分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぷらねっとは９時３０分～19時 ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者	■児童館は、子ども・子育て支援新制度の枠組みには規定されていないが、これまで以上にその果たす役割が重要となる。 ■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。 ■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う利用者支援の充実を進める。 ■事業の充実を図り、生まれる前から大人まで対象とした、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点としての機能強化を進める。 ■基幹型児童館は、地域の子育て・子育ち支援の中核を担う総合施設として位置づける。 ■地域型児童館は、第４次行財政改革大綱を踏まえ、指定管理者制度への移行等の検討を進めながら、より身近な児童館として、子育て・子育ちの支援を充実させる。	子育て課	■引き続き、多くの情報を収集し、よりよい市民サービスが提供できるよう努力する。 ■「今後の児童館のあり方検討会」において９月に中間報告、３月には新しい児童館構想の完成を目指して進めていく。 ■夏休みに加え、春休みや冬休み期間についても、朝8時30分から開館をし好評を得ているしんめい児童館の開館時間を、引き続き実施していく。 ■令和元年度に児童館と学童クラブの一体的に民間活力を導入した、しんめい児童館について、事業内容の管理・監督を実施していく。	■令和元年度の児童館10館の利用者数は251,430人、一館あたりの平均利用者数は87名/日だった。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの３つで連携を図るよう努めた。 ■平成31年4月1日より、しんめい児童館、しんめい学童クラブ、七小学童クラブの３施設が同じ事業者での運営委託を開始した。委託後もこれまでの育成の質を維持・向上できるよう、日野市の公営の児童館・学童クラブ職員及び子育て課が、事業者の育成内容を逐次確認するとともに、必要に応じて助言等を行った。 ■平成19年策定の「日野市の新しい児童館構想」を検証し、新たな課題、日野市の各課の計画と整合性を図り、「日野市の児童館　今後の展開」を作成した。令和元年11月に中間報告を行い、令和2年3月に完成した。	A
④放課後子ども教室「ひのっち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。 ■開始年月　平成19年6月	■平成26年2月に実施した「ひのっちニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者ニーズの最も高かった夏休み開催を平成27年度より４校にて試行。 ■その上で、長期休業期間中の開催実施及び学校数などについても検証を行っていく。 ■さらに地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度のアシストパートナー制度の確立を図っていく。	子育て課	■スーパーひのっち「なつひの」実施校を1～2校拡大。	■スーパーひのっち「なつひの」を2校拡大し12校で実施。また、令和2年度2校拡大に向け調整。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。 ■子育て広場事業 ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。 ②開設日　月～金、第３土曜日 ③開設時間　10時～16時 ランチタイム　11時30分～13時 ■児童育成事業 ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。 ②開設日　月～土（祝祭日を除く） ③開設時間　17時45分～21時	■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子がつどえる場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。 ■夜間の児童育成は、学童クラブの育成時間拡大を検討する中で、今後の方向性を検討する。	子育て課	■子育てカフェは地域における子育て・子育ち支援の拠点として、地域の様々な機会を捉え、PRなど地道な努力を続ける。また一方で、数字だけでなく、在宅育児世帯にとって真に必要なサービスがどのようなものなのか把握に努める。そのためにも、地域とのつながりを深める活動を続ける。 ■児童育成では児童の生活リズムが不安定であったり、支援を必要とする家庭がある中で、児童が安心して過ごせるような取り組みを進める。また、引き続き児童の体調面も考慮し、栄養バランスの良い食事を提供する。また、19時までの学童クラブ延長モデルが令和元年度末で終了予定であり、潜在的な利用人数の動向に注視していく。	■子育てカフェ 開設日数：228日 延べ来場者数：6,352人(前年度6,573人) 子育て支援に関する相談、援助の役割を果たすため、気軽に相談できる雰囲気作りに努めた。大人も子どもも主体的に参加できるワークショップや講習会なども開催した。利用者や地域とのつながりを大切にした事業運営ができた。また、10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、モグモグ版フードシェアリング「たべもぐ」を実施。調理済みの食品の廃棄量の減少と地域の方に施設を知ってもらう機会を得た。 ■児童育成（夜間） 開設日数：241日 延べ利用者数：395人（前年度877人） 登録児童数4人（年度末） 学童クラブ事業後の児童の居場所、及び保護者の就労支援の役割を担っている。児童にとっては学童クラブからの長時間利用となることから、児童が落ち着いて過ごせるよう工夫した。保護者との関係を大切にすることで児童にとってもより安心できる居場所となった。	A

Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見

方針２）子育てを励ます人と場づくり

（１）市民による子育て支援の輪づくり

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平（出張ひろば）等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■市民参加により作成されたひのっ子すくすくプラン（前期・後期）および市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子どもの居場所づくり、遊びを通した育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、ふれあいホールと仲田公園（自然体験広場）を一体的な活用を行うことを目的とする。 ■【集会室１－２の活用】 （平成25 年度実績） 登録団体数 24 団体 利用日数 241 日 利用者団体 536 団体（延べ） ■【集会室１－２・仲田の森蚕糸公園の活用】（平成25 年度実績） 「なかだの森であそぼう！」の開催 開催：60 回 参加：6,802 人（延べ）	■市民が、子育て支援に積極的に関われるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■第５次日野市基本構想・基本計画（２０２０プラン）では、「心ふれあうコミュニティづくり」として「市民間の交流の促進」を施策の展開に位置づけ、「市民の森ふれあいホールの利活用を促進し、市民交流の活性化に努める」等に鑑み、引き続き市民交流の活性化を図る。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点に位置づける。 ■緑と清流課と連携して、仲田の森蚕糸公園の活用を検討していく。	子ども家庭支援センター	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。	■養成講座：7回開催 ■子育てひろば利用者 ≪万願寺≫：7807名 ≪南平≫：1174名	B
			子育て課	■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用を引き続き行う。 ■自然体験広場事業を利用する団体や子ども会等に積極的に集会室1-3の利用について周知を図る。	■集会室1-3・仲田の森蚕糸公園の活用 「なかだの森であそぼう！」 開催：63回 参加者：延べ7,122人 ■集会室1-3の活用 登録団体：7団体 利用日数：148日 登録団体利用数：延べ348回	A
②子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	子ども家庭支援センター	■子育てサークルの維持、継続のための支援を引き続き実施する。	■子育てサークル 登録団体：17団体 訪問件数：56回 ■子育て支援グループ 登録団体：　7団体	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
③子育てパートナー事業	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるように進めていく。	子ども家庭支援センター	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。	■養成講座：7回開催	B
④さんぽっぽひろば事業	■自然に囲まれた環境の中で子育て支援を行う事業。 ■３歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施することで、地域の子育て支援を行う。	■集団体験の場として、３歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施し、市内南部地域の子育て支援の拠点として継続実施していく。	子ども家庭支援センター	■自然に囲まれた環境の中、３歳児を対象とした集団体験の場としての幼児教室と子育て支援啓発事業を継続して実施。 ■地域住民との交流の実施	■幼児教室（３歳児） 計12名（1クラス） ■子育て支援啓発事業 延べ22回実施 ■子育て相談　１件	C

（２）子育て相談・支援の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	健康課	■妊娠期からの相談支援を引き続き行い、子育て中の保護者同士のつながりの場として、継続するとともに、妊婦へは母子手帳交付時や両親学級等で積極的に周知していく。	■５会場 ■来所者742人 （内訳；乳幼児738人・妊婦4人） 今年度は新型コロナウイルス感染拡大を考慮し５回の開催が中止となった。相談支援を継続し、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進できるよう支援を行った。	B
②乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、１歳６カ月児歯科健康診査、３歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課	■歯科健診でむし歯があった児の保護者に対し、早期歯科受診の大切さを伝え、保護者に寄り添った支援を継続する。	■むし歯のある子どもは、1歳6か月児健診で4名、3歳児健診で112名おり、歯科受診を支援した。また、生活全体を通じた支援の必要な子どもに対しては保健師等と連携し支援を行った。	A
③相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、０歳から18 歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■０歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達支援課	■担当者間でタイムリーにケース検討を行う仕組みづくりに取り組む。 ■専門職間の事例検討を実施。	■ことばの相談（無料）の実施。1歳6か月児からの言葉に関する相談を言語聴覚士が受ける仕組みを構築した。 ■専門職勉強会を実施し、各専門職の指導・相談内容の相互理解を促した。 相談実績　心理相談（実914人） 一般相談（延266人） ことばの相談（延193人） 初回相談（ 実　560 人） 障害児相談（特定0件、障害児26件）	A
④子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。また、内22 か所ある子育てひろばの相談事業の統括の役割を担う。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、０歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター	■27年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。	■相談受理件数 854件（内、虐待件数290件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 29,107件 ■個別ケース会議 61件	A

事業	内容	方向性 (平成27年4月～平成32年3月)	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「家事育児支援ヘルパー」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター	■健康課始め各関係機関と連携を深め、要支援家庭を把握し、支援の実施を行い、虐待防止に努める。	■育児技術訪問指導員 延べ訪問日数107日 延べ訪問時間107時間 ■家事育児支援ヘルパー 延べ訪問日数146日 延べ訪問時間247時間	A
⑥利用者支援事業	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。	■子育て情報サイトをはじめとする利用者支援情報収集、集約及び提供体制の拡充を図る。 ■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズにあった市内の子育て情報を提供し、個別に相談や援助をしていく。	子ども家庭支援センター・健康課・保育課	■母子手帳交付時に、保健師および助産師等が面接を行うことで全ての妊婦等の状況を把握し、適切な情報提供を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図る。 ■支援を要する妊婦に対して、支援プランを作成し、継続的な支援を実施する。支援プランは必要に応じて見直しを行い更新するとともに、時期を決めて効果検証を行う。 ■保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供、相談業務に応じていく。	■妊婦把握数：1,584人 面接数：1576件 未面接：8件（里帰りや、転出、感染症による不安のため等の理由） ■支援プラン作成数：194件 【特定型】 ■保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供、相談業務に応じた。 人員：3人体制（交代勤務。元公立保育園の園長と嘱託員2人） 勤務時間：月～金曜日（平日）、9:00-17:00 内容：保育園利用相談等 相談件数：窓口3,349件、電話5,888件	A

Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見

方針３）周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

（１）安心して出産し、育児ができる支援

事業	内容	方向性 (平成27年4月～平成32年3月)	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話･面接･訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	健康課	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話･面接･訪問等により支援を行う。	■妊婦把握数：1,584人 支援プラン作成数：194件 支援妊婦194件中、地区担保健師による個別の支援を要した妊婦は46件であった	A
②妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票（14 回分）及び妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	健康課	■妊婦健康診査を継続実施することにより、妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡の低下、流早産の防止並びに心身障害児の発生の予防を目指す。	■妊婦健康診査受診者数(人) 1回目:1,411、2回目:1,395 3回目:1,385、4回目:1,385 5回目:1,342、6回目:1,303 7回目:1,270、8回目:1,207 9回目:1,134、10回目:1,055 11回目:942、12回目:774 13回目:525、14回目:316 超音波検査:1,317　子宮頸がん:1,183 ■妊婦健康診査助成金申請件数　219件	A
③乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	健康課	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■赤ちゃん訪問 訪問受理者数:1256人 訪問実施者数：1126人中、生後28日以内の訪問実施者数：276人（24.5%）	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④産前産後ケア	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、家事育児支援ヘルパーを派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	子ども家庭支援センター	■健康課や関係各課に協力を求め、事業PRチラシを設置するなど、事業の周知を徹底する。	■訪問回数275回 ■訪問時間612時間	A
⑤乳幼児健康診査	■３～４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診を集団健診で実施。 ■上記３つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	健康課	■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	■健診受診率 乳健95%、1.6健96.5%、3健97% ■未受診把握率（未受診の理由を把握したもの） 乳健100%、1.6健99%、3健93% ■子ども家庭支援センターとの連携数 （未受診の理由を把握するために連携したもの） 28件	A
⑥乳幼児発達・経過観察健康診査	■発達健診 一般健診の結果、主に運動発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学的立場から、発達に重点をおいた相談を行い、障害の早期発見を図るとともに、適切なフォローを行い保護者の心理的・物理的負担を取り除くことを目的に実施している。 ■経過観察健診 一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の２点を目的に実施している。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	健康課	■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	■経過観察健診 奇数月、年間6回実施 予約者数：25人 受診者数：22人（初診者数22人、再診者数0人） 受診者率：88.0% 有所見者：2名（9.09%）	A
⑦保育園での妊婦受け入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、公立保育園４園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■０歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■今後も継続し、保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	保育課	■引き続き、４園で実施する。	■あさひがおか、しんさかした、もぐさ台、おおくぼの４園で実施した。 利用実績　しんさかした保育園11名。	A
⑧周産期ネットワーク体制の充実	■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	健康課	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	（健康課） ■医療機関との連携の数：48件	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑨親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会（※NP、※ACT、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力“の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	子ども家庭支援センター	■申込方法の簡便化、ネットワーク化し、より簡単、確実に申込めるようにする	■ＡＣＴすこやか子育て講座 前期6回：12名 後期6回：14名 フォローアップ講座8回：76名	B
（２）出産前から育児を学ぶ機会の充実						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①ママパパクラス	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■平日保健コース、栄養コース、歯科コース、休日沐浴コース、休日保健コースを実施。 ■入浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVD を取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	健康課	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、参加者のニーズに合った開催方法を検討しながら継続していく。 ■休日（土曜）コース2回実施	参加者数 ■保健コース（8回） 妊婦：173名　夫等：56名 ■医師講話コース 妊婦：82名　夫等：67名 ■沐浴コース（11回） 妊婦：313名　夫等：293名 ■栄養コース（5回） 妊婦：77名　夫等：16名 ■休日栄養コース（2回） 妊婦：30名　夫等：19名	A
②妊産婦とその家族への食育推進	■ママパパクラス（両親学級）の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、参加者のニーズに合った開催方法を検討しながら継続していく。 ■休日（土曜）コース2回実施	参加者数 ■栄養コース（5回） 妊婦：77名　夫等：16名 ■休日栄養コース（2回） 妊婦：30名　夫等：19名	A
③母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。出産前後の相談等を気軽に受けられるよう、健康課窓口、各児童館、子ども家庭支援センター（高幡）、市役所市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所で交付をしている。	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	健康課	■交付窓口が1か所（保健センター）のみで交付。交付時に妊婦の方全員に保健師などの専門職が面接相談を実施。妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えられるように支援する。	■妊娠届出数1,461件	B
④子育て情報の発信	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」による情報提供に加え、新たに「子育て情報サイト」を立上げ、主に電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせた情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター	■引き続き「知っ得ハンドブック」の発行を行うとともに、子育て情報発信を充実させる。 ■子育て情報サイトの検討委員会を今後も定期的に行い、使いやすさを向上するためのサイトの改善等を進めていくとともに、広報に「ぽけっとなび」の周知を行うため定期的にＰＲ記事を掲載。	■「知っ得ハンドブック」 令和元年度発行部数6,000部 ■「地域活動子どもカレンダー」 令和元年度発行部数20,000部 ■子育て情報サイト「ぽけっとなび」　（27年5月1日開設） ①閲覧件数　R2年3月末：約30,000PV（ページビュー） ②利用者増に向けた取り組み：広報ひのへのPR記事の掲載	A
Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見						
方針４）ゆとりをもって子育てするための環境づくり						

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
（１）子育て世帯への経済的支援						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①児童手当	■中学校終了前（15 歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童１人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額は３歳未満15,000円、３歳以上小学校修了前（第1 子、第2 子）10,000 円、３歳以上小学校 修了前（第3 子以降）15,000 円、小学校修了後中学校修了前10,000 円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000 円。 ■支給時期は6 月、10 月、2 月にそれぞれ4 か月分を支給。	■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■子育て課内の他制度（児童手当等）や他課（出生届や転入届を扱う市民窓口課等）との連携により申請漏れがないように努める。 ■七生支所で一部の手続きの受付を開始する。 ■令和元年6月より、個人番号制度による年金情報の「情報連携」を開始する予定。 ■「マイナポータル（電子申請）」で対応できる届出の種類を増やし、サービス向上に努める。 ■3市協同システム導入に向け、業務フローの見直しを実施し、業務改善に努める。	■申請漏れのないよう努めた ■七生支所で一部手続きの受付を開始し、サービス拡充に努めた ■個人番号制度の「情報連携」及び「マイナポータル（電子申請）」の円滑な導入に向けた準備 ■3市共同システム導入に向け、業者選定に至った。	A
②子ども医療費の助成	■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、６歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の４月１日から15 歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。	■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制 度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。 ■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。 ■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。	子育て課	■子育て課内の他制度（児童手当等）や他課（出生届や転入届を扱う市民窓口課等）との連携により申請漏れがないように努める。 ■七生支所との連携を密にし、サービスの拡充に努める。 ■3市協同システム導入に向け、業務フローの見直しを実施し、業務改善に努める。	■子育て課内の他制度（児童手当等）や他課（出生届等を取り扱う市民窓口課や健康課）と連携し、申請漏れのないよう努めた ■七生支所との連携に努め、サービス拡充につなげた。 ■3市共同システム導入に向け、業者選定に至った。	A
③認証保育所など入所児童の保護者への補助	■認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。	■今後の認証保育所制度の動向に注視しながら、財政状況により、所得等に応じた補助の方法等について検討していく必要がある。	保育課	■引き続き認証保育所等を利用する保護者の負担軽減を図るため、所得階層別に7千円～5万2千円/月の補助を行う。	■対象人数　522名 ■年間交付額　151,673,600円	A
④私立幼稚園園児の保護者への補助	■私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。 ■都制度の私立幼稚園等園児保護者補助金、国制度の私立幼稚園就園奨励費補助金、市単独制度の私立幼稚園等入園金補助金を交付している。	■今後も継続していくが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について、今後のあり方についての国・都の動向を注視していく必要がある。 ■同時に、国の幼児教育無償化の方針についての動向をうかがいながら保護者の負担軽減の方法について検討していく。	保育課	■幼児教育無償化に伴う制度の再構築等を行う。	■保護者補助金　年間延べ対象者：22,122名、年間交付額：133,948,000円 ■入園金補助金　対象者：745名、年間交付額：7,448,000円 ■就園奨励費補助金　対象者：1,064名、年間交付額：70,762,200円 ※令和元年10月から幼児教育無償化開始に伴い就園奨励費補助金は9月分までで廃止	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤就学援助	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第１条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 ①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、 ②昨年度、市都民税が非課税、 ③児童扶養手当受給中、 ④経済的理由で子どもの教育費に困っている。※所得制限あり。	■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。	庶務課	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第１条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部（学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代等）を援助する。 ■令和2年度小学校新入学児童及び中学校新入学生徒に対し、小学校就学前及び6年生時の3月に「新入学学用品費」等を支給する。 ■認定基準については、昨年度と同様生活保護の1.3倍未満とする。 ■高所得層と低所得層の格差が広がりつつあることも踏まえ、今後もこの事業を継続していく。	■認定者数 ・小学校　準要保護　893名 　　要保護　　63名 ・中学校　準要保護　530名 　　要保護　　48名 ■総支給額　155,954,085円 ■生活保護の基準改定と文部科学省基準の変更に伴い、要保護と準要保護に差が生じないよう、給付金額の検討を行い、令和元年度に要綱改正を行った。 ■改正内容 ・入学時学用品費、新入学学用品費 　小学校　　63,100円から64,300円へ 　中学校　　79,500円から81,000円へ ・学用品費（年額） 　小学１年生　　11,520円から11,630円へ 　小学２年生～６年生　13,770円から13,900円へ 　中学１年生　　22,510円から22,730円へ 　中学２・３年生　　24,760円から25,000円へ ・卒業アルバム代 　小学生　　10,890円以内から11,000円以内へ ■令和2年に小学校、中学校に入学予定の児童・生徒に対する新入学児童生徒学用品費は新基準を適用した。 ■全児童・生徒数に対する受給者率は、平成22年度より引き続き若干だが減少傾向にある。	A
⑥奨学金	■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。 ■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。 ■所得要件　生活保護基準の1.1倍	■高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。	庶務課	■R1年度 　1月/1人　　10,000円 　年間　　120,000円 　230名分　27,600,000円 　給付型、返済義務なし。 ■所得要件を　生活保護基準の1.1倍以下から1.2倍以下に変更 ■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアし、生活態度、学習意欲も加味し審査した結果、基準を満たす者全員に支給する。 ※230名以上になった場合は、補正対応	■応募者数204名。うち12名は所得超過により非認定、192名認定。	A
（２）男女が共同で子育てできる就労環境づくり						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①特定事業主次世代育成支援行動計画	■次世代育成支援対策推進法は、我が国の急速に進む少子化に対し、政府・地方公共団体・企業等が一体となった取組を進めていくとしており、日野市は、行政機関としての立場から「地域における子育て支援の充実」等を図ると同時に、職員を雇用する一事業所としての立場から、自らの支援計画の策定を求められている。 ■次世代を担う子どもたちが健やかに育つため、職員の性別や年代等にかかわらず、職場全体で職員が安心して仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の構築に取り組み、更に職員一人ひとりが子育て、そして次世代育成支援対策を自分自身に関わることと理解し、真に子育てしやすいものとなるよう、本計画を策定し推進していく。 ■「日野市特定事業主行動計画（日野市役所の行動計画）」は、平成22年度から後期計画をスタートさせている。	■次世代育成支援対策推進法は平成17 年度から平成26 年度までの10 年間の時限法であったが、同法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しており、日野市においても第2 期となる計画を策定し、更なる次世代育成支援を推進していく。	職員課	■「未来いきいきプラン」の推進 ■男性職員の育児関連休暇の取得促進のための啓発実施 ■働き方改革を通じた超過勤務の適正化を図る。 ■継続的な育児に関する休暇制度の周知（休暇マニュアル、子育てママブック、子育てパパブック等のツール見直し）	■次世代育成支援として、昇任試験説明会の実施 ■男性育児関連休暇に係る説明会の実施 ■育休後職場復帰支援講座を実施 ■男性職員の育児休業取得実績6件（延361日） ■配偶者の出産前後の休暇取得実績 　介添休暇14日 　育児参加休暇17日と2時間 ■超過勤務削減のための取り組み ■次世代ニュースの発行	B
②日野市男女平等行動計画の推進	■第3次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32 年度）を平成27 年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV 被害者の民間シェルター運営費補助事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	男女 平等課	■第３次男女平等行動計画施策の推進。 ■第４次男女平等行動計画の基礎資料となる市民意識調査の実施 ■男女平等推進委員会による計画の推進と検証。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV 被害者の民間シェルター運営費補助事業等の実施。 ■LGBT当事者支援事業として、交流スペースの継続実施 ■デートDV出張講座の全中学校での実施	■第4次男女平等行動計画さ区営の基礎資料とするため、男女平等についての市民アンケート調査を6月～7月にかけて実施し、10月に結果報告書を取りまとめた。（1,500発送、有効回収数560　回収率37.3%） ■平成30年事業について、市民評価を行った。 ■男女平等推進委員会で、第4次男女平等行動計買う策定にあたる提言をまとめ、市長へ報告した。 ■日野市男女平等推進フォーラム2019の開催 ■女性（地域）防災リーダー養成講座の開催 ■女性の再就職支援講座をハローワーク、東京都仕事財団、八王子市などと共催し、4回開催した。 ■東京多摩地域民間シェルター連絡会へ250,000円の補助金を支出した。 ■男女共同参画週間、STOP THE DV、人権週間、産業まつり、ふれあい館まつりなどで、それぞれパネル展を行った。 ■虹友カフェの実施（毎月1回、11回実施　※3月は新型コロナウイルス感染拡大のため中止） ■DV土曜講座の実施（偶数月年6回） ■デートDV出張講座を東京三弁護士会多摩支部の協力を得て全中学校で開催する準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中学校が3月より休校となったため、秋に実施した2校のみの実施となった。	A
Ⅰ　子育ての豊かさと楽しさの発見						
方針５）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援						
（１）児童虐待への取り組み						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター（高幡本部）で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や市民との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■あわせて虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	子ども家庭支援センター	■急増する児童虐待等に対し、関係機関から情報を提供してもらえるよう、関係機関に協力を呼びかける。 ■関係機関と連携した支援を迅速に行う。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。	■相談受理件数 854件（内、虐待件数290件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 29,107件 ■個別ケース会議 61件	A
②児童虐待防止の啓発	■毎年11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止への理解と協力の啓発に努める。	子ども家庭支援センター	■11月の虐待防止月間の取組は例年通り実施し、より多くの市民に参加してもらえるよう事業の周知を行う。 ■オレンジリボンキャンペーンは、装着の協力先をさらに拡大する。	■児童虐待防止講演会 テーマ：見過ごされた児童虐待～子どもの声と向き合う～ 講師：弁護士・りんどう法律事務所　掛川亜季氏 令和元年11月12日(火) 14:00～16:00　市役所505会議室 来場者130名 ■オレンジリボンキャンペーン 窓口業務にあたる市の職員等がオレンジリボンを着ける啓発活動を実施。 ■児童虐待防止啓発パネル展示 令和元年11月1日(金)～15日(金)市役所1階 令和元年11月18日(月)～29日(金) 七生支所	A
③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	■児童福祉法第25 条の２に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	子ども家庭支援センター	■要保護児童地域対策協議会としての大きな役割が、関係機関の情報共有とそれに基づく迅速かつ適切な支援ということになる。複雑かつ深刻になっている一つ一つのケースについて、関係機関と連携し個別ケース会議を開催し、支援の充実を図る。	■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会代表者会議 令和元年5月22日(水) 13:30～15:00 市役所505会議室 ■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会地域別会議（第1回） 令和元年6月27日(木)7月4日(木) 13:30～15:00 多摩平の森ふれあい館　集会室6 ■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会地域別会議（第2回） 令和2年1～2月 各中学校区毎に開催	A
④健康課との連携強化	■隔月で、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。	■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。	子ども家庭支援センター	■引き続き健診未受診者等への対応など、現在問題になっていることについて具体的な解決策を探るため健康課との連携をより強化し、虐待の早期発見、防止を図る。	■年4回、連携強化会議を実施し、両課共有ケースについて進行管理や情報交換を行った。	A
⑤虐待防止マニュアルの活用	■平成19 年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23 年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。	子ども家庭支援センター	■令和元年度もネットワーク会議や個別のケース会議などで呼びかけていく。 ■児童福祉法改正に伴い、東京都が「東京ルール」の改正を進めている。改正された「東京ルール」に基づきマニュアルの内容を精査する。	■虐待ハンドブックの活用について、ネットワーク会議などで呼びかけていった。	C

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑥養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取組、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めていく。	子ども家庭支援センター	■令和元年度も10月に養育家庭普及活動月間として取組み、養育家庭体験発表会を実施。 ■市民や関係機関に制度を周知し、養育家庭制度の浸透を図っていく。	■令和元年10月24日（木）14:00～16:00 市役所505会議室　「養育家庭体験発表会」 ①養育家庭の体験発表 ②講演　「子どもたちの笑顔を守るために～私たちができること～」 講師：山本　真知子氏（大妻女子大学）	A

（２）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■父子家庭への支援の拡大が法制化されたことを受け、今後もそれぞれのひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	セーフティネットコールセンター	平成30年度と同様の取組を実施予定 ■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナーについてのチラシを同封する。 ■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施。その際、相談希望者は窓口に誘導する。 ■8月の児童扶養手当現況届に合わせ開設する土曜日の臨時相談窓口を広報、ホームページにより周知する。	■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナーについてのチラシを同封した。 ■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施。その際、相談希望者は窓口に誘導した。 児童扶養手当現況届発送数＝1,161人 現況届提出数＝1,066人 アンケート回答数＝748人 相談に繋がった数＝27人 ■８月の児童扶養手当現況届に合わせ開設する土曜日の臨時相談窓口を広報、ホームページ、新たに作成するチラシにより周知した。	B
②情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■一定期間ごとに改訂版を作成し、情報の更新を図っていく。また広報やホームページを活用し、 常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集をしていく。	セーフティネットコールセンター	■改訂版の「ひとり親家庭のしおり」作成した旨、広報で周知し、市役所をはじめ各所にて配布。国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供する。	■改訂版の「ひとり親家庭のしおり」を作成した旨、広報で周知し、市役所をはじめ各所にて配布。 ・配付機関数　89か所 ・配付部数　　756冊 ひとり親世帯へ配付し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供できた。	A
③ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年２～３回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	セーフティネットコールセンター	平成30年度と同様にセミナーを2回開催する。 ■連続性のあるセミナーを開催し、参加者のリピーターを獲得する。 ■セミナーに合わせての個別相談会実施を検討する。	■セミナーを１回開催 【1回目】 日時：2月9日(日)午前10時～12時 内容：これで安心！ わが家のライフプランをイメージしてみよう 参加者数：10名 【2回目】※コロナの影響で中止 日時：3月26日(土)午前10時～12時 内容：ストレスと上手くつきあいながら 自己肯定感を高めていくために	B

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するための就労支援の相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、継続的な自立の支援を行う。	■対象者からの相談を待つだけでなく、母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	セーフティネットコールセンター	平成30年度と同様の取組を実施予定 ■プログラムの適用を拒否する相談者についても、適用のメリット等を分かりやすく伝えるなど、丁寧に説明を行い、プログラムによる支援につなげていく。 ■引続き、ハローワークと密に連携し、就労による自立につながるよう、継続的な支援をおこなう。	■最終的にプログラム策定に至らないまでも、就労支援員がハローワークと連携し、就労による自立につながるよう、継続的な支援をおこなった。 ■対象者＝15名 ■就職内定者＝10名	B

（３）ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①母子生活支援施設入所支援	■18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため充分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■最大でも２年を入所期間の限度としながら退所に向けた自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所支援が必要であると思われる世帯を１日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所に向けた支援を行う。	セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■現在入所中の世帯には、関係機関と連携した包括的な支援を継続する。 ■子ども家庭支援センターほか、子育て関連施設などと連携し、母子の生活や子の養育等に不安のある母子世帯へアプローチし、個々の状況に応じて、入所に向けた支援をおこなう。	■健康課、子ども家庭支援センターほか、子育て関連部署と連携し、母子の生活や子の養育等に不安のある母子世帯へアプローチし、個々の状況に応じて、連携して見学同行を行うなど、入所に向けた支援をおこなった。 ■令和元年度4月1日時点の入所世帯数＝1世帯 ■令和元年度中に新たに入所した世帯＝3世帯 ■令和元年度中に退所した世帯＝1世帯 ※退所理由：自立した生活への準備が整ったため	B
②母子家庭等自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【入学支援修了一時金】 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ受給申請時と養成機関卒業時にひとり親世帯の場合、卒業時に給付	■就労支援の相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。	セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■資格取得の方法やそのために必要な資金等（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業など）の情報を分りやすく整理し、様々な方法で情報提供する。 ■高等職業訓練促進給付金の対象要件についてのチラシを作成し、周知していく。	■広報及び、教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の制度をわかりやすく説明したチラシを作成し、相談や問い合わせの際に配布した。 ■教育訓練給付金支給＝0名 ■高等職業訓練促進給付金支給＝6名 ※取得を目指す資格の主なもの ・看護師・准看護師・言語聴覚士など ■修了支援給付金支給＝1名 ※卒業後の進路 ・看護師資格取得、病院へ就職	A
③求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭の就労を支援するため、母子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■一時保育については新制度に伴うニーズ調査の結果、利用ニーズを充足する定員数は確保しているため、現状維持、継続実施していく。ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■家計のやりくりや教育資金、をテーマとしたひとり親支援セミナーを実施する。 ■児童扶養手当や受験生チャレンジ貸付など他制度を効果的に活用して、制度や手続き方法等を周知する。 ■市内中学校進路指導担当の会議や都立高校へ出向き、情報提供を行う。 ■貸付相談については、可能な限り平日時間外での相談も受付ていく。	（セーフティ） ■就労相談や離婚相談時に、案内を実施した。 ■子ども家庭支援センターと連携を図り、周知を行った。 ■令和元年度利用者数＝1名 （子家セン） ■求職活動中の一時保育利用者　1名、39時間利用	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④母子及び父子福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■貸付の対象が父子家庭に拡大されたため、広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口の開設（土曜日や日曜日）を検討する。	セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■家計のやりくりや教育資金、をテーマとしたひとり親支援セミナーを実施する。 ■児童扶養手当や受験生チャレンジ貸付など他制度を効果的に活用して、制度や手続き方法等を周知する。 ■市内中学校進路指導担当の会議や都立高校へ出向き、情報提供を行う。 ■貸付相談については、可能な限り平日時間外での相談も受付ていく。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図ると共に、教育資金の内容を盛込んだライフプランーセミナーを開催 ■児童扶養手当現況届受付期間の土曜日に臨時相談窓口を開設し、貸付等の相談に対応した。 ■市内中学校の進路指導担当主任の会議の場に出向き、貸付についての情報提供をおこなった。	A
⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（２年以内）	■市営住宅を提供するだけでなく、退去までの間の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた相談を受け、１日も早い自立のための支援を行う。	セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■離婚についての相談者全員に、当該制度についての説明をおこなう。 ■説明の際には、利用にあたっての条件（入居期限、就労等による自立を図ることなど）をていねいに説明する。	■離婚についての相談者で、制度に該当しそうな方には、支援概要の説明をおこなったが、利用検討中に公募の市営住宅に当選するなどし、新規の利用には至らなかった。 ■平成30年度当初利用世帯数＝0世帯 ■平成30年度末現在利用世帯数＝0世帯	B
⑥児童育成手当	■ひとり親家庭等で18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20 歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。※所得制限限度額あり。 ■児童１人につき、支給月額は育成手当13,500 円、障害手当15,500 円。 ■支給時期は6 月、10 月、2 月にそれぞれ4 か月分を支給。	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄｺｰﾙｾﾝﾀｰや障害福祉課等）との連携を強化し、申請漏れが起きないように努める。 ■3市協同システム導入に向け、業務フローの見直しを実施。	■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等）や他課（離婚届を取り扱う）市民窓口課やひとり親相談を行うセーフティネットコールセンターなど）との連携をし、申請漏れのないよう努めた。 ■3市共同システム導入に向け業者選定を行った。	A
⑦児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18 歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20 歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■子ども１人の場合、所得に応じて全部支給42,330 円、一部支給42,320 円～9,990 円。子ども2 人目5,000 円、3 人目以降１人につき3,000 円の加算。（手当月額はいずれもH 28.4.1時点） ■支給時期は12 月、４月、８月にそれぞれ4 か月分を支給。	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親家庭医療費助成等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄｺｰﾙｾﾝﾀｰ等）との連携を強化し、申請漏れがないように努める。 ■ひとり親家庭で、生活上の問題、就労の問題、子どもの学費など悩みがある場合は、セーフティネットコールセンターに案内する。 ■制度改正により、令和元年11月より支給回数変更を実施。 ■3市協同システム導入に向け、機能要件の整理を進める。	■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親家庭医療助成等）や他課（市民窓口課やセーフティネットコールセンター等）との連携を強化し、申請漏れがないよう努める。 ■ひとり親家庭で、生活上の問題、就労、子どもの学費など悩みがある場合は、セーフティネットコールセンターに案内する。 ■制度改正により、令和元年11月支給ぶんより、支払回数を変更、奇数月に実施。 ■3市共同システム導入に向け、昨日要件の整理を進める。	A
⑧ひとり親家庭医療費助成制度	■18 歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20 歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	子育て課	■子育て課内の他制度（育成手当、児童扶養手当等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄｺｰﾙｾﾝﾀｰ等）との連携を強化し、申請漏れがないように努める。 ■3市協同システム導入に向け、業務フローの見直しを実施。	■申請漏れのないよう努めた ■3市共同システム導入に向け、業者選定に至った。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12 回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	子育て課	■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エール」とさらに連携を図る。	■利用実績報告をもとに利用者の状況把握に努めた。	A

（４）不登校・ひきこもりの子への支援

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10 か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのＰＲを図る。	子育て課	■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エール」とさらに連携を図る。	■教育支援課のスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）との連携により、児童館を不登校やひきこもりの子の居場所として活用していた経過を踏まえ、育成会等での情報の発信を行った。 ■様々な会議等の機会を通じて、児童館を利用している不登校の子について関係機関と情報共有を行った。 ■児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、児童にとって居心地の良い居場所をつくれるよう心掛けた。	A
②不登校の子どもたちの教室「わかば学級」	■不登校の児童・生徒が通室している「わかば教室」では、学習指導、学校生活、学校復帰の適応のための指導に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、不登校・登校しぶりなど環境や学習等の問題に関しての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。	■不登校の子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの対応の体制を作っていく。	教育センター	ア相談活動 　学校生活上の問題、長期間の欠席状況に関すること イわかば教室に通室している児童・生徒への支援 ウ学校・家庭・地域・他の関係機関等との連携 エ欠席状況にある児童・生徒への学習支援(eラーニング)の実施	■わかば教室では、小学生22人、中学生69人、合計91人の児童・生徒が通室した。 ■通室した児童・生徒のうち、年度内に学校(転校を含む)復帰できた児童は3名、生徒は7名であった。 ■小学６年生10人及び中学３年生28人の進路を決定した。	A
③学校登校支援	■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り不登校児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「適応状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市適応指導教室「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること。	■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、不登校児童・生徒の出現を未然に防ぐ取組みを行う。 ■適応状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■不登校児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。	教育支援課	■不登校児童・生徒を中心に、エールにおける相談状況について、教育センターや子ども家庭支援センターと定期的に連携、情報共有を図る。また、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校と一緒に支援を実施する。	■SSWが、教育センターのわかば連絡会に毎月出席し、不登校児童生徒の情報共有を図った。 ■SSWは、学校担当制とし、月１回訪問により、不登校児童生徒の情報共有を図った。 ■子ども家庭支援センター、教育センター、SSWとの月１回の連携会議を開始した。	A
			教育センター	ア出席状況調査の集約・分析・支援策の検討 イ初任者研修や生活指導主任研修会への分析結果の情報提供、対応策の助言 ウわかば教室職員とともに学校訪問 エ関係機関(エールや子ども家庭支援センター)との連携 オSSWとの連携を密にし、長期間の欠席状況にある児童・生徒の対応に関する情報共有	■出席状況調査の集計、分析及び集計結果の情報提供により、関係機関と情報を共有し連携を図ることができた。 ■わかば教室と連携、協力して、長期間の欠席状況にある児童・生徒が学校に復帰できるよう支援した。	A
			子ども家庭支援センター	■各学校やスクールソーシャルワーカー等との連携を図り、不登校状態の児童及びその家庭に連携した支援を行う。	■学校からの連絡により主に家庭環境に問題があり、結果的に不登校状態が起きているケースなどに関わった。 不登校を主訴とする受理件数：14件	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率１／２）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣し必要な支援を行う。	■ＳＳＷは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童･生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からＳＳＷの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするＳＳＷの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	教育支援課	■スクールソーシャルワーカーの配置体制については、引き続き週４日４名体制+正職とする。地区担当制を廃止し、学校担当制とすることで、学校との密な関係をより結べる形とする。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を図る。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図る。	■スクールソーシャルワーカーの配置体制については週４日４名体制+正職とした。地区担当制を廃止し学校担当制とし、学校とより密な関係を結べる形とした。支援したケース数は前年より増加した。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善が見られた。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図った。	A

Ⅱ　一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

方針１）健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

（１）遊びの場の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には１日限定の自然体験広場として「あきなかだ」開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は，平成25（2013）年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成，学力への好影響などを挙げている。例えば，子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課	■利用者に野外活動の幅を広げてもらうよう、自主企画のプログラムの充実を引き続き図っていく。 ■利用者増加のため子ども会やHPでのPRを実施。 ■自然体験広場スタッフが提供するプログラムの質向上のため、研修を実施する。	■野外体験・集団活動の場として、日帰りのキャンプ活動等ができるよう、炊事場を設置 ・開設期間　7月20日～8月25日 ・利用実績　延べ20団体　962人 （昨年度比　マイナス2団体、221人減） ■スタッフによるプログラム提供 野外レクリエーション等のプログラムを提供したところ、多くの利用者がプログラムを利用した。（プログラム利用団体：14団体） ■11月23日（土）あきなかだを開催を予定していたが、荒天により中止	C
②プレーパーク	■ＮＰＯ法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第２土曜・第四水曜）を開催している。 ■開催実績（H25 年度） 開催：60 回 参加人数：6,802 人（延べ） ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。	子育て課	■桑ハウス工事期間でも子どもたちの「居場所」となれるよう活動していく。 ■「子どもの放課後を考える」というテーマで語らう会を実施できないか検討 ■市は同法人に対して、引き続き補助金の交付を行い、活動を支援していく。 ■市内プレーパークの現状把握を行い、活動支援内容について検討する。	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第2、第3土曜・夏休み）を開催している。 ■開催実績：63回 ■参加人数：延べ7,122人 ■市は同法人に補助金を交付し、活動を支援している。 ■平山、旭が丘地域での出張プレーパークの実施 ■保護者の方向けの「森の相談室」 相談件数　56件　　延べ人数　39名 相談内容　お子さんのこと　53.6% お母さん自身のこと　25.0% 人間関係など　21.4%	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
③地域の遊び場（公園、児童遊園など）	■現在、市内各所に都市公園・緑地が197か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが72 か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■公園出入口のバリアフリー化を進めている。 ■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行うことにより、親など保護者が関与しすぎない環境を創造し、他者との関わり合いやコミュニケーション形成を促していく。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。 【平成29年4月～変更】 ■第二次バリアフリー化事業計画の特定事業4公園のバリアフリー化	緑と清流課	■バリアフリーを進める。	新規公園については出入口・階段・園路等、バリアフリー対応となっている。 改修：日野台公園 新規：時計公園・川原畑南公園	B

（２）学びの場の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①わかる授業、魅力ある授業の充実	■第２次日野市学校教育基本構想に基づき、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成を図る。 ■授業におけるユニバーサルデザインの視点やＩＣＴを活用した授業を推進する。 ■習熟度別少人数指導や教育ボランティア等を活用し、個に応じた指導を充実する。	■「魅力ある授業づくりプロジェクト」と題して、様々な場面で「感じ、考え、表現するひのっ子を育てる授業」を目指した魅力ある授業づくりについて提案する。 ■各種委員会、小教研・中教研、各校の校内研究とも連携しながら、ひのっ子の豊かな学びを創っていく。	学校課	【学ぶ力向上推進委員会】 ■学ぶ力向上推進委員会で定義した「目指す授業像」を各学校で実践する。 ■中学校区を核とした研究を進め、９年間の学びの連続性や継続性を意識した各中学校区ごとの特色ある実践を行う。 ■各学校の校内研究のあり方について、推進委員会委員と協議する。	■平成３１年３月に発行された、「第３次日野市学校教育基本構想」（日野市　未来に向けた学びと育ちの基本構想）の具現化に向け、未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト（通称わくわくプロジェクト）を立ち上げた。未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクトへは、教員２６名の応募があった。 ■令和元年５月に最初のプロジェクトを開催し、管理職４名を含む１８名が集まり、それぞれの思いなどを共有した。その後は月に１回を基本にプロジェクトを開催した。この中でテーマごとにグループを作り、実践を通して検証を行った。また、日野市内の全教員が実践を共有できるように、まとめたものを校務支援システムに取り入れた。 　年間を通して３回、一般財団法人軽井沢風越学園の岩瀬直樹先生を講師に迎え、講演等を行っていただいた。 ■令和元年１０月１１日（金）に研究発表を日野第三中学校で行い、研究成果を市内の先生方をはじめ、地域の方にも広く知らせることができた。	A
②人とかかわる力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図る。	学校課	■小学校縦割り班活動の継続 ■農業体験、工場見学等を全１７校で実施。 ■中学校における部活動、学校行事等で異年齢とのかかわる機会、職場体験を継続する。	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図っている。	A
③特色ある学校づくり	■優れた教育力により、子どもたちが楽しく誇りに思える学校を地域とともに築く。 ■選べる学校制度のもと、開かれた学校、見える学校づくりを進め、地域の人材、自然、文化、歴史、産業等を幅広く活用するなど地域の実態や特色を踏まえながら、一人ひとりの個性を発見し、個性を伸ばしていけるような特色ある学校づくりを推進する。	■学校が抱えている課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に研究調査する等、各学校からの独自の提案内容に応じた校内研究を実施する。	学校課	■校長裁量予算を学校・地域の実態に応じて、効果的かつ重点的に配分し、各学校の特色ある学校づくりをさらに推進する。 ■地域を核とした９年間の学びの連続性・系統性について、学ぶ力向上推進委員会や体を動かす楽しさ・心地よさ向上プロジェクト等で小・小連携、小・中連携の視点を基に研究を進める。 ■地域・保護者と共につくる地域に開かれた教育課程の作成に向けて準備を進める。	■平成３１年３月に発行された、「第３次日野市学校教育基本構想」（日野市　未来に向けた学びと育ちの基本構想）を基に、各校が特色ある学校経営計画を策定した。 ■学力向上支援者等について、各校が児童・生徒の実態や地域の特色を生かした人的配置を校長裁量で行うことができた。 ■日野市オリンピック・パラリンピック教育の重点を踏まえ、各校で特色あるオリンピック・パラリンピック教育を推進した。 ■日野市内の企業による出前講座をはじめ、地域にある企業や大学等と連携した授業実践を行った。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分はできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域･関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	学校課	■今後も体験活動を生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に位置付け、つながりによる教育を推進するとともに、豊かな心の育成を図っていく。	■市内の企業や近隣の学術機関の協力を得て、専門性の高い出前授業や教職員研修などを行った。各種の専門分野への興味関心の高まりの他、関係機関そのものへの興味も広がりを見せた。 ■各小学校の生活科の授業において、地域の方を招いて昔遊び体験等を実施した。総合的な学習の時間において、ミニフィールドワークや地域の方々へのインタビュー等を通して児童・生徒が地域をより深く理解することにつながった。	A
⑤がん教育	■児童・生徒に対し、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を推進する。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	学校課	■小学生対象のがん教育の教材開発を進める。 ■市立病院医師による出前授業の継続的な実施のための調整等の工夫が必要である。また、出前授業の際に保護者・地域の方が参加できるよう工夫し、保護者・地域への啓発も図る。	■市内小・中学校において、市立病院医師による児童・生徒向けの出前授業を実施した。 ■各校から教員が参加し、がん教育に関する研修を行った。	A
⑥ＩＣＴ活用教育の推進	■ＩＣＴ活用教育を組織的に推進する。 ■ＩＣＴを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ＩＣＴを活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。 ■ＩＣＴを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ＩＣＴを安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。 ■情報安全教育を推進する。 ■先生方のＩＣＴ活用指導力の向上を目指す。	■ＩＣＴ活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイディアを生み出す力を育てる。	ＩＣＴ活用教育推進室	■小学校6校（五小、七小、八小、旭が丘小、東光寺小、夢が丘小）のPC教室のタブレットPC等の更新 ■校務系システムと学習系システムの分離に向けての事業者等の調整、予算化に向けての対応	■小学校6校（五小、七小、八小、旭が丘小、東光寺小、夢が丘小）のPC教室について、新たなリース契約を結び、タブレットPC等を新しいものに入れ替えた。 ■セキュリティ強化策としての校務系と学習系システムの分離について、事業者等の調整、予算化に向けての対応を行った。（国の当該事業に関連した施策の動向が不透明であったため、予算化はせず。）	A
⑦情報モラル教育	■セーフティ教室や道徳の時間を活用して進めている。今後も情報安全教育研修会などを充実させ、情報モラル向上に向けた意識啓発に取り組む。	■各学年段階において期待される情報活用能力を育てるために、指導事例等の提供や情報モラル教育の充実を図る。	学校課	■児童・生徒が携帯電話の使用、ＳＮＳの利用に起因する問題について、自ら課題を解決していくための具体策の策定を支援していく。 ■生活指導主任研修会での情報共有、ふれあい月間等を活用した校内研修の充実を図り、教員の指導力を高めるとともに、児童・生徒が自ら考え正しい対処法を身に付けることにつなげる。 ■セーフティ教室等の機会を活用し、ＳＮＳ学校ルール・家庭ルールについて保護者・地域社会への啓発、連携による対応の充実を図る。	■各学校において、セーフティ教室などを活用し、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進している。 ■SNS東京ルールを基に、SNS学校ルールを作成し、家庭でのルール作りにつげたり、SNS東京ノートの活用などを通して、情報モラル教育の充実を図った。 ■中学校では平成２７年度の生徒会サミット宣言を基に、生徒たちが自らスマートフォンの使用について考える機会をもつなど、生徒の主体的な活動を続けた。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑧図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	■図書館においては、図書館内で乳幼児とその保護者が本を手に取ったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向けの図書館ホームページ開設、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。 また、青少年を対象としたコーナーを設け、この年代が関心を持ち、必要とする資料を充実させる。 ■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署へ出向いて、乳幼児へのおはなし会の開催、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校３年生を対象とした図書館の利用案内等、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。 ■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生向け仕事体験事業の実施、職場体験の受け入れなどを行い、読書離れが進むとされる青少年にもＰＲする。	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。未来を担う子どもたちにとって、図書館が身近な場所であり、心豊かでたくましく、社会を生き抜いていくための読書と情報をうまく得られるようになる手助けをする。 ■そのために、図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。 ■図書館は、第2 次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。 ■乳幼児から青少年まで、また、子供を持つ保護者に対しても働きかけ、図書館が開かれた来やすい場所となるような環境を整えていく。	図書館	①健康課主催ママパパクラスでのＰＲ継続。 ②ひよこタイムの拡大検討。 ③公立保育園・幼稚園職員・図書館職員協働での「3.4.5歳児向け絵本リスト」作成 ④小学校3年生への図書館利用ガイダンスを継続実施し、「おはなしクイズブック」を配布。 ⑤小学校への「本の森」学級文庫セットの利用状況・効果について調査する。 ⑥中学生と作家の交流事業として、各中学校の代表生徒と会議を行い、講演会を開催する。 ⑦高校生・大学生による「日野ヤングスタッフ」の活動を支援する。 ⑧「子ども読書の日」関連イベントとして「おはなしピクニック2019」を4月21日（日）に多摩平の森ふれあい館にて開催する。 ⑨地域の子どもの読書に関わるボランティアの方々との連絡会を継続して開催し、連携につなげる。 ⑩「第4次子ども読書活動推進計画（計画期間：令和2～6年度）」を策定する。	①健康課主催ママパパクラスでの図書館利用案内、絵本の紹介を8回実施。 ②ひよこタイム拡大に向けて平山図書館が検討を開始。 ③公立保育園・幼稚園職員・図書館職員協働での「3.4.5歳児 春・夏・秋・冬の本」作成。保育園、幼稚園をはじめとした子育て関連施設、図書館で配布。 ④小学校3年生への図書館利用ガイダンスを市内15校に実施し、「おはなしクイズブック」を配布。 ⑤小学校への「本の森」学級文庫を拡充。のべ51回、16,102冊貸出 ⑥中学生と作家の交流事業として、各中学校の代表生徒と会議を行い、11月4日多摩平の森ふれあい館にて米澤穂信氏講演会を開催。参加者は112人。 ⑦高校生・大学生による「日野ヤングスタッフ」は、実践女子大学との連携事業として「本の交流会」、実践女子大学常磐祭にて本の展示・ビブリオバトルを開催した。 ⑧「子ども読書の日」関連イベントとして「おはなしピクニック2019」を4月21日（日）に多摩平の森ふれあい館にて開催。「児童文学作家苅田澄子さんのおはなしづくりワークショップ」等を実施。　参加者はのべ300名 ⑨地域の子どもの読書に関わるボランティアの方々との連絡会を1回開催（令和2年2月開催予定の会はコロナ対応で中止） ⑩「第4次子ども読書活動推進計画（計画期間：令和2～6年度）」を策定。市民委員と子どもと読書に関わる関係部署間の情報共有も図ることができ、今後の計画実現にあたり、策定期間自体が有意義なものとなった。	A
⑨郷土資料館	■歴史・民俗・自然など様々な分野での日野に関する資料の収集・調査研究・展示・講座・体験学習会を行う。 ■学校教育と連携して、見る・聞く・触る・使ってみるなど郷土資料館の強みである実物資料を中心とした学びの場を提供する。 ■課題学習への対応や資料・パネルなどの貸出し、職場体験の受け入れを行う。	■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について学習したい人への支援を行い生涯学習活動を推進する。 ■学校教育と連携した事業を充実させていく。 【平成29年4月～変更】 ■収集した資料の選別及び整理保管の効率的な収蔵を図る。 ■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について、自ら学ぼうとする人及び団体への支援を行い生涯学習活動を推進する。 ■学校教育と連携した事業を充実させていく。	郷土資料館	■学校教育との連携をさらに深めていく。幼稚園・保育園からわかば・七生特別支援まで、先生方と話し合いながら、各ニーズに沿った利用の幅を広げていく。 ■（仮称）巽聖歌資料室の整備と更なる収納場所の確保。 ■増大する資料への的確な対応。 ■副読本「歩こう　調べよう　ふるさと七生」の活用。	■学校教育との連携は、教育委員会のネットワーク（校務支援システム）を導入したことで充実した。 ■巽聖歌資料室の整備は完了した。今後資料の整理等、充実をはかっていく。 ■増大する資料への対応は大きな課題である。引き続き検討していく。 ■副読本「歩こう　調べよう　ふるさと七生」の活用は、生涯学習課、図書館、公民館、新選組のふるさと歴史館の1課4館で春、夏、秋、晩秋の4回、まちあるきを実施した。	B

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑩公民館事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供し、また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	中央 公民館	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。 【事業予定】 ・ひのっ子シェフコンテスト ・カーデザイン教室など（工作・造形） ・田んぼの学校 ・わくわく学習術（さまざまな体験）など様々なテーマに沿った講座の実施 ・将棋サロン、囲碁サロン ・夏休み将棋大会（村山杯） ・プログラミング講座	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験学習できる場を提供し、健全な子どもの育成と地域力の向上を図った。 【実施事業】 様々なテーマに沿った講座の実施 ・ひのっ子シェフコンテスト 1回 ・カーデザイン教室（工作・造形） 1回 ・田んぼの学校 24回 ・わくわく学習術 1回 ・将棋サロン 19回 ・囲碁サロン 36回 ・将棋大会（村山杯） 1回 ・プログラミング講座 1回	A
⑪「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校３年生から中学３年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	生涯 学習課	■地域の力による土曜日の教育支援を今後も引きつづき進めて子どもたちに豊かな学びの場を提供する。 ■事業PRを映像などで周知する。	■自然観察、初歩の電子工作、木工工作、ふるさと探検の４講座が開催された。（講座開催回数20回、延べ参加人数　　679人）	A
⑫学習支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内１か所で事業実施し、平成28年度以降については、27年度の事業結果を勘案し、事業内容や実施場所等を改善する。	セーフティネットコールセンター	■高校生への支援の充実を図る取組み（調理等のスキルを身につけてもらい、自立に向けての準備をしてもらう狙い）。	■令和元年度は計4カ所で実施。 ・利用者数（令和元年度末現在） 4か所合計　66名【小31名、中23名、高12名】	B

（３）農や自然を大切にする体験活動の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を今後も実施していく。 ■給食で日野産農作物を使用したり地元での収穫体験、地元農家から話を聞く取り組みなどを継続し、充実させる。	保育課	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年２回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農作物の利用を継続する。	■公立全園で年２回調理保育を実施。 ■園ごとに、ブルーベリー等の収穫体験を実施。 ■散歩中に畑の作物の様子を見学。 ■日野産農産物を給食で使用。	A
②自然環境を活かした体験学習	■学校ビオトープについて、１校１か所の設置を目標とし、整備を行う。11 か所設置（H26 年度） ■毎月１回、市内各所で市民等を対象に自然観察会を実施しており、その中で子ども向けの観察会として、春にカブトムシの幼虫配布、夏休みには親子での観察会を行う。	■ビオトープの整備は、１校１か所の設置を目標とし、教育委員会と連携のうえ推進する。 ■観察会については、引き続き子ども向け事業の充実を図っていく。	緑と 清流課	■自然観察会を11回実施する。 ■夏の自然観察会では、昆虫観察会を実施する。	■自然観察会 7回実施、3回中止 合計参加人数：136名 ■7月20日（土）に南平丘陵公園で昆虫観察会を実施 講師：川那部氏	B

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
③幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	学校課	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施する。	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施した。 ■地元の農家の方に協力していただきながら、「東光寺大根」の栽培、収穫などを行った。	A
④食農教育事業	■農産物の収穫期である毎年11月を目途に子ども記者が編集する「こども農業新聞」を市内小学校へ配布し、ホームページへも掲載している。 ■七ツ塚ファーマーズセンターで、親子による食農体験を行うことで、食や農への関心を高める。	■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。	都市農業振興課	■七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。 ■七ツ塚ファーマーズセンターを利用した農業イベントを企画し、食や農への関心を高める。	■子ども農業新聞づくりに市内小学校10名（3年～5年生）が参加した。 ■小学生の農業体験を7回実施し、延べ136名が参加した。	B
⑤ひのっ子エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、Ｐ（Ｐｌａｎ＝計画）、Ｄ（Ｄｏ＝実行）、Ｃ（Ｃｈｅｃｋ＝点検）、Ａ（Ａｃｔｉｏｎ＝見直し）のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活（教育活動及び職務遂行）において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	庶務課	■授業へ活用できるような取り組みを教師に紹介し活用してもらうための研修を継続して行っていく。 ■環境教育は継続性が必要であるため、各学校で行っている取組も、継続して行っていく。 ■子供に「気付かせる」取り組みを探る。	■各小中学校から１名が参加する担当者連絡会を開催し、情報交換、情報共有を行った。 第1回では研修として環境保全課による出前授業「STOP！地球温暖化」小学校高学年向けを実施した。 第2回(2月下旬)については、日野市のプラスチック類ごみ分別をテーマとし、事前に各校へのアンケートなどを実施。しかし、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため直前で中止し、文書での情報交換を行った。 ■各校で、独自色のある全校統一テーマでの取組、学年ごとの取組を行った。 ■学校での取組がスムーズにできるような報告様式を活用した。	A

Ⅱ　一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

方針２）心と体の健やかな成長を支える

（１）心の健康を守る支援の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①保育園巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年３回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。	■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。 保育園巡回相談実施回数150回 個別相談実施回数24回	A
②幼稚園巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年３回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市立幼稚園4園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。	■市立幼稚園４園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回を実施し、発達について保育者へのアドバイスを実施。	A
③学童クラブ巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年２回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市内学童保育所28か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。	■市内学童保育所28か所を対象に、年2回発達について指導員へアドバイスを実施した。個別相談件数36件。	A
④スクールカウンセラー	■親・児童・生徒・職員と地域を対象に、各小・中学校に１名ずつスクールカウンセラーを配置して相談に応じている。	■年35日（週１回）の東京都配置によるスクールカウンセラーと連携を図り連絡会を年３回実施している。大学と連携しインターンも活用し多様な相談内容に対応できるよりよい相談体制を目指す。	学校課	■全校小中学校への配置を継続する。 ■市ＳＣ、都ＳＣおよび関連する相談機関との連携を充実させる。	■都SCを全小中学校に週１日で配置した。 ■市SCを全小学校に週１日で配置した。 ■スクールカウンセラー連絡会を、年２回実施した	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行っている。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	学校課	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行っていく。	■園の状況に応じて概ね年11回程度の配置を行った。幼稚園と協働し、園児の健やかな成長、保護者の不安の軽減を行い、保護者や幼稚園からも好評を得た。	A

（２）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達支援課	■各指導の評価の在り方や、子どもの見立ての仕方を共有し、各専門職の質を上げる。 ■エールの指導の内容が、子どもの日常の場である所属先で活用できるように職員向けのオリエンテーションを実施する。	■初期療育グループ（2～3歳児）3コース実施。参加者実数37人、参加延べ数308人 言語指導　実数86人、延数315人 身体・活動指導　実数254人、延数1,829人 ■オリエンテーションの実施はできなかったが、所属園への訪問や担任保育士と指導内容等の情報共有をし、各機関との連携を実施。 ■かしのきシート利用者の場合は、個別指導、各グループ指導の評価をかしのきシートに載せることで、各所属先または就園・就学先で、専門職の見立てを共有できた。	A
②幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に２グループ実施。（１歳６か月以降のグループ・２歳以降のグループ）	■親子の遊びグループ（３歳児程度の対象）をもう一つ増設し、対象年齢に合わせた経過観察、親の気づきの場を設定する。卒業した親同士がつながりをもてるよう、親支援事業と連動させて交流会を実施する。	発達支援課	■年齢別に2グループ実施。相談支援事業と合わせて早期発見・早期支援を図っていく。 ・１歳６か月～２歳すぎのグループ ・２歳児のグループ	■乳幼児健診や心理相談から、ことばの遅れや行動面で心配のある子どもを対象に親子で参加する遊びのグループを実施した。 ・1歳7か月～2歳すぎのグループ：2グループ　参加実数49人　参加者延べ数118人 ・おおむね2歳のグループ：6グループ　参加実数43人　参加者延べ数216人	A
③児童発達支援事業	■児童福祉法による児童発達支援事業を実施。 ■初期療育「ひよこ組」 相談やいるかグループを経て、小集団の療育を必要とする１～３歳児を対象に実施。 ■通園事業「きぼう」 ２歳児 週２日（火・木）保護者同伴通園　　３歳児 週３日（月・水・金）単独通園 ４・５歳児 週５日 単独通園 （３～５歳児は週１回保護者同伴通園） 併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週１回（保護者同伴通園）１クラス７名 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。	■児童発達支援事業としての指導内容の確立を行っていく。 【平成29年4月～変更】 年齢と発達段階に合わせて下記クラスを設定。 ■「つばめ組」 次年度通園事業利用予定の児で小集団の療育を必要とする１～３歳児を対象に月2回実施。2クラス。 ■２歳児 週１日（火）保護者同伴通園 ３歳児 週３日（月・水・金）単独通園 ４・５歳児 週５日 単独通園 （３～５歳児は週１回～月2回保護者同伴通園） 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。 ■幼稚園・保育園在園児対象クラス 月２回（保護者同伴通園）６クラス各３～４名　火木の午後に実施	発達支援課	年齢と発達段階に合わせて下記クラスを設定。 ■２歳児 週１日（火）保護者同伴通園　　３歳児 週３日（月・水・金）単独通園　　４・５歳児 週５日 単独通園 （３～５歳児は週１回～月2回保護者同伴通園） 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。 ■幼稚園・保育園等在園児対象クラス 小集団の療育を必要とする幼児を対象に実施。 「つばめ組」２歳児・３歳児。木の午前に月2回実施。（保護者同伴通園） 「ひまわり組」4歳児・5歳児。各クラス３～４名。火木の午後に月2回実施。（保護者同伴通園）	■個々の実態に合わせた個別支援計画を作成し、基づいた支援を行った。 ■個々の基本的生活習慣やコミュニケーションの力を伸ばし、小集団の指導の中で社会性の力をつけることで、次のステップへつながる指導を行った。 ■多様化する家庭のニーズに合わせ、幼稚園・保育園等在園児対象クラスを増やした。また、担当保育士が保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携を取りながら、相談や支援を行った。 ■在園児保護者同士でつながる機会や先輩保護者から情報を得る機会など、保護者支援を充実させた。 ■かしのきシートを活用して、幼稚園や保育園、小学校に加え、放課後デイサービス等との連携や引継ぎを行い、スムーズな移行支援に努めた。 ■R2年度10月の児童発達支援センター化に向けて、保育所等訪問支援保育所等訪問支援（通園事業で療育を実施している職員が保育園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的支援を行う）を開始した。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
④発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年１～２回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	発達支援課	■各関係機関が連携を高め、より効果的な相談支援体制のあり方を検討していく。 ■発達・教育支援システムを活用した連携のあり方、相談支援の進め方を引き続き検討していく。	令和元年7月9日に全体会議を開催。円滑な相談支援体制の構築のため、各機関の連携を如何に強めていくか、効果的な連携の在り方について検討した。 ■発達・教育支援システムを活用した連携の在り方、相談支援を検討するため、意見交換した。	A
⑤特別支援教育の推進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第３次特別支援教育推進計画（計画期間：平成26～28 年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。 【平成29年度～追加】 ■第４次特別支援教育推進計画（計画期間：平成29～31年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第３次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■小・中学校の通常の学級での、ひのスタンダードの取り組みと授業のユニバーサルデザインの取り組みを推進。 ■ニーズに応じた特別支援学級を設置。 ■中学校リソースルームを拡充。 ■エール（発達・教育支援センター）における連携支援体制を充実。 ■教員の指導力向上に向けた取り組みの推進。 ■特別支援教室（平成28年度から東京都が実施予定）の対応検討など。 【平成29年4月～変更】 ■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第４次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■エールを中心にした関係機関との連携支援体制の拡充 ■「かしのきシート」による支援情報の共有と活用 ■教員の理解並びに指導力向上に向けた取組の推進 ■小学校における特別支援教室（ステップ教室）の導入 ■中学校における特別支援教室（ステップ教室）の導入	教育支援課	■引き続き文部科学省委託事業を受託し、指導方法の体系化と方法論を研究して、教員の指導力向上を図る。 ■特別支援教室（ステップ教室）について、全校へ導入が完了したため、児童・生徒への指導・支援等事業の充実を図る。 ■市内小・中学校全校にリソースルームが導入は完了したため、リソースルームでの児童・生徒に対する指導・支援の充実を図る。	■文部科学省委託事業を受託し、指導方法の体系化と方法論を研究して、教員の指導力向上を図ることができた。 ■特別支援教室（ステップ教室）について全校への導入が完了し、小学校で423人、中学校で72人の児童、生徒が利用した。 ■小・中学校全校に設置し、小学校で324人、中学校で112人が利用し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対して指導・支援の充実を図ることができた。	A
⑥個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが０歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる 機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。	発達支援課	■シートを活用する、現場の保育園・幼稚園・小中学校の先生にわかりやすい仕組みとなるように、引き続き運用マニュアルを改訂していく。	■民間保育園・幼稚園のかしのきシート担当者向けに、操作研修とともにセキュリティ研修を実施。研修の際に、シート作成の充実のために、優良な記載事例の紹介を行った。 ■保育園・幼稚園・小中学校からの問合せ内容を参考に運用マニュアルを改訂した。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑦放課後等デイサービス	■学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。	■平成24 年の関連法改正により、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービス事業（市内1 か所）から、児童福祉法による障害児通所支援施策として、放課後等デイサービスが創設された。 ■以降、日野市内に当該サービスがないことを鑑み、民間法人による設置促進を図り、平成25 年度 １か所、平成26 年度４か所（11月現在）が開設。 ■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進する。 【平成29年4月～変更】 ■児童福祉法による障害児通所支援施策として、平成24年度に放課後等デイサービスが創設され、平成28年度末現在市内に13の事業所がある。 ■平成29年度には、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の作成を行う。当該計画は、国より基本指針が示され、その中で平成30年度から平成32年度までの間に、重度心身障害児が利用できる事業所の設置が求められている。日野市においても、医療機関等より在宅に移行する重度心身障害児が増えていることから利用できる民間事業所の設置を進めていく。	障害福祉課	■引き続き、重度心身障害児を支援する事業所の増設について検討を行うとともに、経営面においての課題問題点んいおいても情報収集をおこなっていく。	・日野市障害児福祉計画『重度心身障害児を支援する放課後等デイサービスの市内設置数』 目標　➡　２か所 実数　➡　３か所（ナーシングデイ山の上、子どもデイサービス山の上、デイケアルームフローラ） ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学校の臨時休校による在宅等による代替え支援を実施。 ・学校の臨時休校に基づく放課後等デイサービス利用料金の掛かり増し分を全額負担する仕組みを構築（R2年度に予算を繰り越し支払体制を整えた。）	A
⑧障害児少年学級／障害者青年・成人学級	■障害をもつ子どもたちは、外出や様々な社会参加による社会的な刺激を受ける機会が健常児より少なく、健常者（児）との接し方や交流がうまくできにくいため、本事業で生活に即した学び、学び合いや人との接し方等を学ぶ機会を提供していく。	■保護者やボランティアが中心となって合宿や定例会、分科会等の機会に音楽や運動、遊びを通じて社会生活の仕方やルール等を学び、学び合い、相互の理解を深め交流する機会（場）の提供を図る。	中央公民館	■公民館委託事業として特別支援学校・学級等に通う子どもを対象とする日野市少年学級事業を実施することで、参加する小中学生との交流を深め、様々な活動や体験を通じて、地域の中でいろいろな人たちと関わりを持つ機会を提供する。 ■年間をとおしての毎月1回定例会及びリトミックなどの分科会を開催する	■公民館委託事業として、特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象とした日野市少年学級事業を実施。様々な活動や体験をとおして、地域の方や大学生等と交流することができた。 ■月1回、定例会を開催した。 また、リトミック教室などの分科会を開催した。	A
⑨みんなの遊・友ランド	■障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員を中心に、特別支援学校、日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等と連携し、運営を行っている。 ■事業開始：平成４年２月。	■障害のある子もない子が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課	■引き続き、健常児と障害児がより一層交流できるよう、ともに過ごしやすいイベントとなるよう、関係団体と連携を取りながら、内容・環境整備について、検討を重ねていく。 ■引き続き熱中症対策として、大塚製薬からの商品提供等の連携。 ■ボランティアスタッフが障がいへの理解を深めるため、協力団体教員による事前研修会やレクチャーを行う。 ■事後ボランティア交流会を後日ではなくイベント当日に行い、ボランティアの日数追加による負担を軽減する。	■開催実績　6月16日（日） 参加者総数584名　前年度比+60名（内訳　健常児：100名、障がい児：55名、保護者：144名、ボランティア：239名、スタッフ：46名） ■日野市内の障がい児が利用する放課後デイサービスや児童発達支援施設にチラシを配布し、イベントの周知を図った。 ■学生ボランティア団体にレクリエーションを依頼し、新しいゲームを取り入れた。 ■事後ボランティア交流会をイベント当日に行うことで例年より参加人数が増加し、ボランティア同士の交流を深めることができた。	A
（３）食育事業などの充実						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。 （第３期食育推進計画を平成29年度改定予定） ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課	■保育園のおたよりを始めとする、様々なツールをい使い、情報の発信をしていく。乳幼児健診の保健指導の一環として、朝食を含む、食の大切さを保護者に訴えていく。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を行った。 ■ホームページ等で食育についての周知を行った。	B
②乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。 ■食事づくりに苦手意識を持つ乳幼児の保護者、妊婦を対象に「保育付き 簡単クッキング講座」を実施。家族の健康づくりを支援する。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■教室の開催方法や指導内容の見直しを図る。	■離乳食教室60回開催。1179名参加。離乳指導のほか、児童館等子育て支援事業の紹介を行った。	B
③保育園における食育推進	■保育の内容の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験を通じて食への関心と大切さを知る活動や給食での日野産農作物の利用する活動を実施している。	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを指導していくため、講演や講座、インターネット等のメディアを用いた家庭への発信等を実施していく。 ■年々増加傾向のアレルギー児への対応や朝食欠食率ゼロを目指す取り組みなど、食育に関わる事業の充実を図る。	保育課	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。 ①子ども家庭支援センターでの講演を２回実施する。子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。 ②子ども祭り、地域交流事業に参加する。 ③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を使用し、朝食欠食率０を目指す。 ④地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。 ⑤年々増加傾向のアレルギー児に安全な給食を提供する。	■講演会3回（6月、9月2回） ■朝食カード配布766名 ■公民栄養士会2回（6月、2月） ■アレルギー対応食の提供実施	A
④学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用することや食育カルタ、書初めなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	学校課	■各学校において特色ある食育活動が実施されているなか、給食を生きた教材として活用し、自分の身体に必要な食事の摂り方を勉強する「カフェテリア給食」を一部の学校で実施している。健全な食生活を実践する基礎となる力を育むためにも全校での取り組みとなるよう拡大を図っていく。 ■保護者に食に関する興味や関心を持ってもらえるような情報発信を行い、保護者への食育につながる取り組みを行う。	■本物工房ひのマニュアルの柱となる手作りのだし汁について、子供たちに周知させるとともに、保護者へのアピールもかねて、１１月に「だしで味わう和食の日」を実施した。 ■毎月１９日の食育の日をはじめ、１１月１９日の日野産野菜給食の日など、全校一斉に食育の取り組む日を設定し日野市食育推進計画に基づいた指導を行った。 ■各学校独自の食育教材を活用し、食材の選び方やバランスの取れた食事について、教諭と栄養職員が連携して食育授業を実施した。農家の方の協力で、実際に食材に触れ農作業の体験をする活動も展開され、生きた食育事業も実践された。 ■テーブルマナー教室は、今年度も中学校全校で実施し、実践女子大学の協力をいただいた。講義と実践により、これから社会に巣立つ中学校３年生にとって基本的な食事のマナーを学ぶ機会となった。 ■児童・生徒が農家と顔のみえる食育活動を行い、栄養士・調理員が農家と連絡を密にとることのより、日野産野菜２５％を達成することができた。 ■日野産野菜を使った「ひのっこシェフコンテスト」メニューや子供たちが考案したメニューを給食に取り入れて、子供たちが苦手でも食べることにつながり、食べ残しが減った。 ■各学校で、日本各地の郷土料理を給食に取り入れているが、今年は１月３０日に岩手県紫波町との姉妹都市締結日に紫波町の米を使用して岩手県や東北の郷土料理等を給食で提供した。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤学童・児童館での食育事業の展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	子育て課	■引き続き、市内すべての児童館で「地産地消の推奨」と「食品ロスの軽減」を、継続して取り組む共通課題とし、多くの利用者が参加できるよう、目的や方法について検証し見直しながら食育事業を実施していく。 ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。	■日野の農業とつながり、食品ロスと地産地消の理解を深めること等を目的に、安全安心な地元食材を使用した調理活動を、市内の児童館で実施した。 ・実施施設　市内10児童館 ・延べ回数　70回 ・延べ参加人数　1,944人 ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、夏休みのカレーづくり等の調理活動を行った。また、地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験を通じて、食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを学ぶ機会を提供した。	A

（４）医療体制の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院	■救急車受入台数4,000台以上 ■常勤救急科医3名体制の維持 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持 ■救急医療の充実に向けた病院機能向上計画基本設計着手	■救急車受入台数3,527台 ■常勤救急科医3名体制の維持 ■小児科医による24時間366日救急体制の維持 ■救急医療の充実に向けた病院機能向上計画基本設計は未着手	B
②二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院	■地域医療連携室を中心とした地域クリニック等との更なる連携推進（紹介・逆紹介率の向上） ■分娩件数の増加（院内プロジェクトの実施） ■常勤産婦人科医3名以上体制の堅持 ■小児医療の充実に向けた病院機能向上計画基本設計着手	■紹介率　49.1%（H30　43.5%） 逆紹介率　63.9%（H30　61.8%） ■分娩件数　258件（H30　270件） ■常勤産婦人科医3名体制を維持 ■小児医療の充実に向けた病院機能向上計画基本設計は未着手	B

（５）スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①市民の森ふれあいホール	■多数の市民の意向を踏まえ、スポーツ・文化・芸術など様々な分野で利用できる市民交流の拠点として、平成24年度に開設した施設。 ■平成26年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを交えた管理運営が始まった。	■市民交流の活性化には、従来の交流事業等にとらわれず、新しい市民の交流を形成していく必要がある。様々な事業展開が必要であり、市民ニーズにあった交流事業を展開していく。 ■子どもたちがより多くスポーツに触れる機会を創出していく。 ■指定管理事業者による自主事業が展開され、更なる市民の活気あるふれあいの場を提供していく。	文化スポーツ課	■継続的な市民の森ふれあいホールの指定管理者による自主事業の実施 ■ラグビーワールドカップの啓発 ■オリンピック・パラリンピックの気運醸成イベントの開催	■市民の森ふれあいホールの指定管理業者入替の年度であったが、市民ニーズを反映した自主事業を展開できた。 ■ふれあいホールエントランスにおいて、ラグビーワールドカップのPRブースを設置し、来場者に対して事業の周知を行った。 ■3月14日にオリパラ機運醸成イベントを開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止となった。それ以外にも施設内にのぼり旗や横断幕の掲示、オリパラグッズの販売などで来場者に年間を通して周知を行った。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
②スポーツ推進委員	■地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。 ■地域からの指導者派遣、協力依頼は、地区担当者（市内３地区）を中心にスポーツ推進委員会全体（24名）で積極的に応える。	■日野市発のニュースポーツであるハンドロウルを使って、障害者スポーツへのアプローチを行っていく。 ■１人でも多くの市民に外に出てスポーツを実践してもらうためのきっかけづくりとして、ウォーキング事業の見直しも検討していく。	文化スポーツ課	■障害者スポーツ体験派遣指導 ■スポーツ指導派遣 ■ウォーキング等事業 ■スポーツ体験会の実施 ■障害者スポーツ体験会の実施 ■ハンドロウル普及体験会の実施	■30年度より障害者施設への訪問を2か所から3か所に増やし、延べ12回スポーツ推進委員を派遣し、ハンドロウルやボッチャの体験を行った。 ■子ども会や児童館等の要望に応じ、スポーツ推進委員の派遣を44回実施し、ハンドロウルや体力測定などを指導した。 ■親子や三世代で楽しめるスポーツ体験会を６回延べ143名、ちょこっとウォーキングを5回実施し延べ254名の参加があった。 ■30年度より障害者と健常者が気軽に交流ができる「障害者スポーツ体験会」を実施。年3回老若男女延べ93名が参加した。 ■市内小中学校2校へのハンドロウル普及体験会を行い延べ28人が参加した。	A
③子どもの体力向上のための様々な環境づくり	■以下の事業を基本とし、子どもたちの体力向上を図る。 ①ロープジャンプ小学生大会 ②南平体育館の改修 ③遊び場・運動広場 ④市民体育大会 ⑤日野スポーツスクール	■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。	文化スポーツ課	■ロープジャンプ小学生大会の実施 ■南平体育館建替工事に伴う実施設計、解体工事の実施 ■市民体育大会の実施 ■日野スポーツスクールの実施	■市内小学生のスポーツに取組むきっかけを作るため、ロープジャンプ大会を令和2年2月22日（土）に実施する予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止となった。 ＜エントリー＞14校、35チーム、1,056人 ■南平体育館建替えについては実施設計、解体工事を行った。 ■市民体育大会を開催し、サッカー、野球、陸上競技、バスケットボール等、様々な競技に多くの子どもたちが参加した。 ■日野スポーツスクールを開催し、定期的な運動環境の場を整備した。 ＜種　目＞　10種目 ＜回　数＞　計365回 ＜参加者数＞　4,179人 ■遊び場・運動広場については、自主管理団体と協力し適切な管理を行った。	A
④校庭の芝生化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にする心の養成、豊かな人間性の育成の３つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3 校は東京都補助事業）豊田小学校ほか３校（敷地の一部を整備。）	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。	庶務課	■整備校においては、地域との連携による芝生の維持管理を継続して実施（サポート）し、子どもたちに良好な芝生を提供する。また、校庭芝生化の未整備の学校には積極的に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し、地域と密接な連携の上で芝生の維持管理可能な学校に対して、校庭芝生化に向けた働きかけを実施する。	■H26年度に整備した三沢中では、維持管理に伴う都の補助事業を活用し、専門業者（委託）による支援を継続して行い、三沢中を除く整備校に対しては、学校・地域が維持管理活動を行うために必要なサポートを行った。併せて、全ての学校に東京都芝生化事業の情報提供を行い、芝生化に向けた働きかけを行った。	B

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤２０２０東京オリンピック・パラリンピックに向けた体力・運動能力向上	■２０２０東京オリンピック・パラリンピックに向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養う。	■アスリートによる本物体験授業等を実施。 ■子どもたちがスポーツに親しみ、継続的に取り組む動機づけとなる事業を実施。	学校課	■平成３０年度に引き続き、オリンピック・パラリンピック教育の充実を図る。 ■日野市のオリンピック・パラリンピック教育は、①生涯スポーツの基盤　②国際理解　③共生　を３つの柱とし、各学校と協議を重ね、市や地域のよさを生かしながら取組を推進する。 ■七生特別支援学校、夢が丘小学校、七生緑小学校、日野第三中学校での小学校段階からの交流及び共同学習を体系化し、平成３１年度までに市内各小・中学校へ展開する。	■市内小中学校２５校、市立幼稚園４園が各校の特色を生かしたオリンピック・パラリンピック教育を推進した。 【生涯スポーツの基盤】 ■中央大学陸上部による走り方教室や陸上競技の試技、アスリートによる講演や児童との交流等を実施した。 ■横浜国立大学梅澤秋久教授を講師とした「体を動かす楽しさ心地よさ向上プロジェクト」を推進した。梅澤教授による市立幼稚園全園訪問により、幼少期に幼児を運動好きにするためのポイントを幼稚園教員に伝えるとともに、幼稚園の保護者対象に講演会を実施した。 【国際理解】 ■「世界ともだちプロジェクト」の活動を進める中で、調べている国の料理を給食のメニューにする等、取組を工夫することで世界の国々の文化や習慣を知った。 【共生】 ■七生特別支援学校、夢が丘小学校、七生緑小学校、日野第三中学校を平成２９年度から３年間指定し、日野第三中学校区での小学校段階からの交流及び共同学習について発表した。 ■日野第八小学校がパラリンピック競技応援校の指定を受け、パラスポーツについて学んだ。	A

Ⅲ　共に生き、互いに育てあるまち

方針１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

（１）子育て支援の強化に向けた市民活動（ＮＰＯなど）の支援

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①市民活動（ＮＰＯなど）の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民（団体）が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。（助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施） ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地域協働課	地域懇談会の開催を可能なかぎり各中学校で行い、引き続き中学生の参加を促す。 併せて、アクションプランや平成30年度から取り組んでいる居場所プロジェクトでも乳幼児から高校生までの参加を促していく。	・全地区で中学校との連携のもと、中学校で地域懇談会を実施。全中学校区で小学生または中学生の参加ができた。 ・みんなの居場所プロジェクトにおいて、食のイベントや子どもフリマ等、子どもと大人が一緒に参加できるイベントを実施。 ・アクションプランにおいて、子育て支援を行うNPOと協力して、子どもと高齢者まで一緒に遊ぶ昔遊びイベントを開催。	A
②ひの市民活動支援センター設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	■ひの市民活動団体連絡会との協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	地域協働課	まちづくり市民フェアへの大学生の参加は引き続き行っていく。併せて市民活動に若い世代の活力を導入していくことを検討していく。	・まちづくり市民フェア2019オープニングで中学校吹奏楽部の演奏を行った。 ・市民活動に興味がある人と市民活動団体をマッチングするイベント「まち活」にて、子育て支援活動団体への参加を促した。 ・三沢中が実施している「ちょこボ」にて、ひの市民活動ネットワーク（旧称：ひの市民活動団体連絡会）と中学校の連携により、中学生の地域活動参加へつなぐ取組みをはじめて行った。（１月　相談会開催、３月　新型コロナウイルスの影響によりちょこボ中止）	A

（２）地域で推進する子どもの健全育成

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①民生委員・児童委員（主任児童委員）	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。 ■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10 名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関へつなぎ問題解決に努める。児童の健全育成や母子保健推進のため、地域活動に協力する。 ■児童委員のうち主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	福祉政策課	■児童委員活動PR実施 ■子どもに関する相談・支援実施 ■赤ちゃん訪問実施 ■各関係機関との連携強化 ■一斉改選に係る新任児童委員への啓発	■ＰＲパネル展実施 ■子どもに関する相談・支援件数　82件 ■赤ちゃん訪問件数　1379件 ■四者協（児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会）　参加者95名	B
②子ども会などへの支援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。（H26 年現在72 団体） ■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。 ■ふれあいホール三世代交流館集会室１－２を活動場所として貸し出している。	■今後も同様の支援を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。	子育て課	■引き続き子ども会に対して補助金を交付する ■子ども会補助金の周知及びボランティアリーダー派遣のさらなる拡充 ■子ども会に対するアンケート調査の内容検討	■子ども会補助金交付件数　59団体 ■子ども会行事にボランティアリーダーを派遣し、レクリエーション等の提供を行った。（1件派遣） ■子ども会補助金様式に関しての要望記入欄をアンケートに追記した。	A
③地区青少年育成会の活動	■中学校地区（８地区）ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。 ■８地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39 年７月 日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成２年４月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18 年4 月より日野市青少年育成会連合会を発足。	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区（８地区）ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。	子育て課	■各地区育成会において、伝統的なイベントを継続していく。引き続き、青少年育成に努める。 ■育成会連合会において、防災をテーマとした研修を実施し、各地域・各家庭における防災力を高める。	■各地区育成会において、様々なイベントや企画を実施した。 ＜各地区の主な活動実績＞ ・一中地区青少年育成会 ふれあいデイキャンプ、小中交流会 ・二中地区青少年育成会 三世代の集い、初日の出ふれあいマラソン ・七生中地区青少年育成会 スポーツまつりinななお、初日の出マラソン ・三中地区青少年育成会 里芋植え付け・里芋収穫祭、ふれあいコンサート ・四中地区青少年育成会 ウォークラリー手作り広場 ・三沢中地区青少年育成会 映画上映会、小中交流会 ・大坂上中地区青少年育成会 ふれあいハイク ・平山中地区青少年育成会 夏休みキャンプ、浅川ふれあいマラソン ■育成会連合会において、「被災時のトイレ問題を考える」というテーマの研修を実施した。	A
④青少年委員の活動	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区２名、計１６名の青少年委員を委嘱している。（任期２年） ■「みんなの遊・友ランド」の企画・運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。	■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達を触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。	子育て課	■引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。 ■JL部会を中心に、青少年委員全員にジュニアリーダー講習会へ積極的に参加していただけるよう情報発信をしていき、リーダーと青少年委員の関係をより強化していく。	■令和元年度の主な活動 定例会（月１回）、青少年委員だよりの発行（年2回）、みんなの遊・友ランド、自然体験広場自主企画、手をつなごう・こどもまつり、あきなかだ ■ジュニアリーダー講習会にサブ講師という立場で参加し、各講習会において青少年委員の人脈・経験・スキルを活かした企画を実施（ハンドロウル・ボッチャ体験、市内ウォークラリー等）。また、JL部会メンバーが毎回の講習会に参加し、リーダーや受講生とより密な関係を築くことができた。 ■地域で子ども達と関わる人として、各種会議体に出席。（子育て支援ネットワーク連絡協議会、日野市いじめ問題対策連絡協議会、第4期日野市地域福祉計画推進委員会、子ども・子育て支援会議等） ■東京都青少年委員会連合会に所属し、都全体（月１度）、多摩地区（奇数月のみ）の会議に出席し、他市の青少年委員と情報交換・研修等を行っている。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤青少年問題協議会	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■委員数24人（平成27年3月31日現在）	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関として、引き続き、青少年を健全に育成していくための調査審議を行っていく。 ■時代に即した協議会のあり方を検討していく。	子育て課	平成28年度より条例の枠組みは残し、協議会の開催は一旦中止している。各個別協議会等の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討していく。令和元年度からは経常経費として当初予算には計上せず、必要な場合に増額補正する。	■会議の開催なし	A
⑥子ども・子育て支援会議	■子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）第77 条第１項の規定に基づく。平成25 年10 月に発足。 ■委員構成 委員20 人以内 ①子どもの保護者。 ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦関係行政機関の職員。 ⑧その他市長が必要と認める者。 ■所掌事務 ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、 保育所）の利用定員の設定に関すること。 ②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用 定員の設定に関すること。 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。 ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■新！ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、ＰＤＣＡサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていきます。 ■幅広い委員構成であるため、会議を活用し、以下の取り組みを実施。 ①仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進などの広報、啓発。 ②法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発。 ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等。	子育て課	■開催スケジュール（予定） 第1回　令和元年6月20日（木） 第2回　令和元年8月1日（木） 第3回　令和元年9月26日（木） 第4回　令和元年10月31日（木） 第5回　令和元年11月28日（木） 第6回　令和2年2月20日（木） ■主な取組み内容 ・人口推計及び見込み量の算出 ・確保方策の検討 ・現計画施策及び事業の振り返りと今後の方向性 ・パブリックコメント	■子ども・子育て支援会議を開催 第1回　令和元年6月20日 （１）日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について （２）次期計画策定について　等 第2回　令和元年8月1日 （１）新！ひのっ子すくすくプラン（第５章163事業）の進捗状況について （２）次期計画策定について　等 第3回　令和元年9月26日 （１）量の見込みについて （２）次期計画の体系に基づく施策・事業について　等 第4回　令和元年10月31日 （１）次期計画の体系に基づく施策・事業について （２）量の見込み及び確保方策について　等 第5回　令和元年11月28日 （１）計画書（素案）について （２）パブリックコメントについて　等 第6回　令和2年2月20日 （１）次期計画パブリックコメントの報告について （２）次期計画書素案について　等	A
⑦手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10 月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成３年度 日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成６年度「ＷＡＩＷＡＩワールド～じどうかんまつり～」を実施。 平成７年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15 年度 万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22 年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通した自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。	子育て課	■引き続き、日頃から子どもに関わっている団体により実行委員会を立ち上げ、イベントを通して交流を深めるとともに、子どもが日頃の成果を発表できる場とする。 ■これまでと会場の状況が異なる中で、来場者の安全確保を最優先に、事業を実施する。	■実行委員会を６回実施 第１回　令和元年５月27日 ・実行委員紹介 ・実行委員長の選出について ・係分担について　等 第２回　令和元年６月27日 ・予算（案）について ・雨天時について　等 第３回　令和元年７月17日 ・各係での検討 第４回　令和元年８月23日 ・各係での検討 第５回　令和元年９月18日 ・各係での検討 第６回　令和元年11月13日 ・反省について ■10月13日おまつり当日は台風のため中止	A
（３）地域と学校の連携						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①コミュニティ・スクール運営事業	■コミュニティ・スクールは、地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを実現する仕組みであり、平山小と東光寺小で導入。（平成26年度現在）	■今後の他校への導入については、学校や地域の意向を尊重しながら検討していく。	学校課	■コミュニティ・スクールの設置が努力義務となり、学校評議員制度からの移行について検討する。	■コミュニティ・スクールを導入している平山小学校、東光寺小学校において、協議会の開催、広報誌の発行などの活動を行った。	A
②ホームページでの学校情報提供	■ＩＣＴ活用教育の推進策のひとつとして、「学校Ｗｅｂサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	学校課	■学校Ｗｅｂサイトを活用して情報発信を行い、見える学校づくりを推進していく。	■各学校が、学校Ｗｅｂサイトによる見える学校づくりに向けて、日々の学校での様子や学校行事、様々な特色ある活動など発信を行った。 ■３月の臨時休業において、学校からの情報発信に活用した。	A
③学校地域支援本部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。	生涯学習課	■引き続き地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■各校のコーディネーターへの支援、関係機関との情報交換等を行う。	■全小学校（17校）において、学校の要望に応え、学校支援コーディネーターの調整により保護者等の多くのボランティアを募り、様々な支援が行われた。 ・活動日数　3,490日（学習支援　2,026日、環境整備396日、学校行事支援　136日、登下校の見守り　932日） ・参加人数　20,457人	A
④地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	■「ひの２１世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	生涯学習課	■引き続き市民の学び合いの支援を行う。ホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用促進を図る。	■市民講師や市職員を派遣し、市民の学習支援を行った（延べ実施件数171件、参加者数1,696人）。 冊子やホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用呼びかけを行った。また登録講師の募集も行った。	A
Ⅲ　共に生き、互いに育てあるまち						
方針２）安心して子育てができる安全なまちづくり						
（１）安全、安心なまちづくりの推進						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、ＰＴＡ、教育委員会による通学路の合同点検をＰＤＣＡサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはＰＴＡが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■平成27 年度から日野市通学路交通安全プログラムが始動するため、このプログラムの円滑な運用に取り組んでいく。 ■モデル校の通学路に防犯カメラを設置し、課題を整理しながら、さらなる設置を検討し進めていく。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	学校課	■防犯カメラの設置台数が増加することにより管理面の課題も増えてくることが想定される。防犯カメラが安定して稼動するように努めていく。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検は平成３０年度より２回目の点検に入っている。今まで点検した学校の対策必要箇所も含めて、対策の実施を進め、安全な通学路の確保を図っていくとともに、ＰＤＣＡサイクルによる点検が進められるように対策の進行状況を引き続き確認し、整理していく。	■日野市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検により、潤徳小学校、平山小学校、日野第八小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校の通学路点検を行った。 ■日野市通学路安全推進会議を開催し、通学路合同点検の成果として対策済みの箇所と一部対策が行われた箇所の報告をするとともに、今後の対策実施予定箇所を確認した。 ■豊田小学校、日野第六小学校、東光寺小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校の通学区域に各校１台、計５台の防犯カメラを設置することができ、登下校時の防犯強化を図ることができた。	A
②学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶務課	■耐用年数を向かえた小学校の機器の更新を図る。 ■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの適正な運用とシステムの保守管理に努める。	■全１７小学校の機器の更新を行った。 ■児童生徒の安全のため、防犯カメラの適正な運用と保守管理を行った。	A
③スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証を貸し出しする。	■市内の小学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。	庶務課	■新たな登録者の獲得のため、独自の活動として見守りを行っている団体と連携し調整を図っていく。	■令和元年度末の登録者数357名 ■各地域で、学校や地域の団体と連携した見守り活動が行われた。	A
④セーフティ教室	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年１～２回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。 ■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	学校課	■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校全２５校で年１回～２回セーフティ教室を実施した。その後、保護者、地域の方との意見交換会を実施し、多くの方が参加した。	A
⑤不審者情報などメール配信サービス	■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。 ■提供する情報は、①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報③防災安全情報 ④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。	■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。	庶務課	■学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報、防災安全情報 、障害者行方不明情報を各学校、担当課において配信する。 ■取りまとめの部署の移行について、具体的に関係各課と調整し、早期の実現を図る。	■不審者情報については、配信していないが、配信希望の選択肢には残っていたので、削除するとともに、警視庁の配信サービス「メールけいしちょう」を利用者に案内。 ■令和元年度の総配信数は571件で、平成３０年度と比べると６９件増えた。 ■配信希望部署が増えているため、市全体の取組としてとらえられる取りまとめの部署へ移行するように調整を行い、引き続き、調査研究をしていく。	B

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑥あいさつ運動	■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。 ■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。 ■具体的には、奇数月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。 ■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。	■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。 ■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。 ■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、さらに地域のつながりを広げていきたい。	子育て課	■地域の結びつきを強めるために引き続き、奇数月の最初の登校日に市内全ての小・中学校で教職員、市職員、保護者、シルバー人材センターなど地域の人々によりあいさつ運動を行う。また、昨年同様夏休み期間の変更により9月実施分は8月26日で実施。	■実施日 5月7日（火） 7月1日（月） 8月26日（月） 11月1日（金） 1月8日（水） 3月2日（月）※新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止 ■実施時間 小学校：7時50分～8時00分 中学校：8時00分～8時30分 ■実施場所 小学校17校、中学校8校	C
⑦自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	防災安全課	■自主防犯組織 ・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。 ■個人防犯パトロール ・引き続き加入促進を継続する ■防犯出前講座 ・自治会から要望があれば実施していく。 ・自治会との合同パトロール への参加	■自主防犯組織 ・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。 ・自主防犯組織結成数 （令和元年度現在）191団体 ・令和元1年度6団体に交付 ・新規3団体 ・再交付3団体 ■個人防犯パトロール ・わんわんパトロール 市内狂犬病予防接種会場に出向き 加入の促進（73人加入） ■防犯出前講座 ・高幡は組自治会他2自治会で実施	B
⑧市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁ＯＢによる犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施することにより、各種犯罪の抑止、及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	防災安全課	■安全安心パトロール ・不審者等が多く、防犯ボランティアが少ない夕方の時間帯や学童クラブの下校時を重点に実施していく。 ■街頭防犯カメラの設置 ・引き続き駅周辺に防犯カメラを効果的に設置してく。 ・今年度より、自治会設置の防犯カメラの補助事業を実施。	■安全安心パトロール ・警視庁ＯＢを活用した青パトによる 子どもたちの見守りを実施 年204日間（月～金）9:30～18:00 ■街頭防犯カメラの設置 ・令和元年度街頭防犯カメラ設置箇所 日野駅北側周辺1台 多摩モノ甲州街道駅周辺1台 多摩モノ万願寺駅周辺1台 高幡不動駅周縁1台 ・平成27年度～平成31年度設置台数 計24台	B
⑨「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	防災安全課	■引き続き、庁用車での見守り及び青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施していく。	■青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施している。	B
（２）子育てしやすいまちづくり						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■国と都が策定する住生活基本計画を踏まえ、平成26年度中に日野市の住宅マスタープランの改訂を行い、子育て支援にもつながる住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課	■自治会への専門家派遣事業の継続実施や活用マッチング事業の推進を引き続き進める他、空き家活用等による子育て層等の利用状況の把握に努める。 ■あんしん住まいる日野でのひとり親家庭への相談受付を引き続き行う他、セーフティネットコールセンターと連携しひとり親家庭への居住支援の推進を図る。	■令和元年度においては、2つの自治会等に対し空き家に関する専門家を派遣し、地域活動支援を実施した。内、程久保1丁目地域では夢が丘小学校5年生の総合学習の授業に呼ばれ、子どもたちが実際に取り組む案を作成しチラシを地域に配布するなど、子どもを中心とするまちの活性化の試みを行うことができた。 ■居住支援において、相談窓口「あんしん住まいる日野」では、令和元年度においては51組の相談を受け、内ひとり親家庭の相談が1組あった。	B
②公園探検隊事業	■地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」及び公園管理などの見直しを市民参画で推進する。	■平成22 年度までの9 年間、市民とともに公園マップの作成やバリアフリー調査などを行い成果をあげてきた。 ■メンバーの高齢化や転出に伴い、近年は組織が消滅している状況を踏まえ、方向性について検討していく。	緑と清流課	■事業完了		
③通学路の整備	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■平成26 年度末に策定予定の（仮称）通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、ＰＴＡ、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をＰＤＣＡサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	道路課	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、七生中学校東側の幹線市道Ｉ－11号線ほか2路線で視覚障がい者誘導用ブロック設置（点字ブロック）及び、市管理道で個別的な段差解消を実施いたします。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき平成30年度に合同点検（豊田小、滝合小、旭が丘小、五小、六小）を実施した、市道5箇所の安全対策を実施いたします。また、令和年度は６校（潤徳小、南平小、平山小、夢が丘小、七生緑小、八小）の通学路合同点検を実施いたします。（主体は学校課）	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、日野駅北交差点の北側の市道A116号線の歩道（両側）に新たに視覚障碍者誘導用ブロックを設置しました。また、百草園駅北側の丁字交差点で歩道内の段差解消及び視覚障碍者誘導用ブロックを設置しました。なお、それ以外の路線では個別的な段差解消を実施いたしました。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、平成30年度に合同点検（豊田小、滝合小、旭が丘小、五小、六小）を実施した、市道５箇所の安全対策と８箇所で注意喚起看板を設置しました。また、令和元年度は６校（潤徳小、南平小、平山小、夢が丘小、七生緑小、八小）の通学路合同点検を実施しました。（主体は学校課）	A
④第二次日野市交通バリアフリー基本構想	■第二次日野市バリアフリー基本構想に指定されている路線について計画的に整備を行っていく。 ■市では市民だれもが自らの意思であらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、重点整備地区を中心に全市のバリアフリーネットワークの形成を目指すもの。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、情報提供のルールや仕組み等のソフト面のバリアフリー化、関係者の援助やマナーの向上等のハート面のバリアフリー化（心のバリアフリー化）を行う。	■平成25年３月に策定した第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、子育て世代を含む誰もが自由で快適に移動できる環境整備を進める。	都市計画課	■計画の達成が難しいと思われる公共公益施設等の管理者と個別協議を実施する。	■計画に位置付けられている各事業者の事業について現地確認を実施の上,進行管理会議を開催した。 ■公共公益施設等の管理者からの申告と現地調査に基づき目標年次での達成が難しい事業を洗い出し、その理由についてヒアリングを実施し取りまとめた。 ■日野市役所周辺地区において、道路や公共施設のバリアフリー化調査をユニバーサルデザイン推進協議会委員と共に実施した。 ■ユニバーサルデザインの普及啓発（心のバリアフリーの推進）のため、市役所職員を対象に視覚障害者による講演や白杖体験（スーパーでの買物体験など）を実施した。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
⑤まちづくりマスタープランの推進	■現行のマスタープランについて、策定後の社会経済情勢の変化や、日野市を取り巻く環境変化等を踏まえるとともに、その後の行政施策の状況、地域の要請の変化等に対応するよう、３か年でまちづくりマスタープランの改訂作業を行う。	■現行のマスタープラン及びこれを行政・市民・事業者の協働で実現するための「まちづくり条例」の理念を継承する。 ■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が定住する都市の実現を目指して基礎調査や改訂作業を進める。	都市計画課	■まちづくりマスタープランの市民向け説明会の実施する。 ■立地適正化計画の策定する。	■2019年3月にまちづくりマスタープランを改訂完了した。 ■2020(令和元)年度は概要書の作成・印刷を行い、中高生に対し、日野市のまちづくりについて、総合的な学習の時間等に周知・啓発を行った。 ■2020(令和元)年度に立地適正化計画案をまとめた。 ※本計画案自体は、2019年に発生した台風19号の浸水害の影響を受け、居住誘導区域における浸水想定区域における対策について、日野市地域防災計画との連携及び対策強化が必要という検討結果となり、日野市地域防災計画改訂を待つこととなったため、現在策定については保留となっている。 ■本計画案について子ども支援施設（保育園、幼稚園等）に関しては、公共施設等総合管理計画の三モデル地区（高幡台地区、高幡地区、日野地区）における一部の都市機能増進施設（集約すべき都市機能）について設定している。	B

Ⅳ　命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針１）家族や地域の人とのふれあいを促進

（１）家族のふれあいの促進

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①家族ふれ愛の日の啓発（写真展）	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成20年度開始。 ■毎月第３日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかよう温かな家庭づくりが推進できるよう啓発していくことが提言された。 ■具体的には、家族ふれ愛写真展を毎年開催し、受賞作品を基に啓発ポスターを作成し、市内公共機関等に掲示している。	■東京都が定めている「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	子育て課	■引き続き「家族ふれ愛の日」の啓発のための写真展を実施する。 ■「家族ふれ愛の日」をＰＲできる写真展とは違うアプローチを検討する。	■家族ふれ愛写真展応募数　49点 ≪テーマ≫ 「家族のふれ合いの良さを伝えてくれる写真」 ≪応募期間≫ 令和元年10月1日（火）～10月31日（木） ≪賞≫ 1）家族ふれ愛大賞　1名 2）家族ふれ愛賞　4名 3）佳作　10名 ≪表彰式≫ 仲田の森蚕糸公園のあきなかだ会場内で実施予定だったが、荒天のためあきなかだが中止となり、庁議室で実施。 ■令和元年10月16日（水）～10月30日（水）イオンモール多摩平の森2Ｆグリーンパークス前にて平成30年度入選作品を展示し、作品募集の宣伝を行った。 ■パネル展示 令和2年2月4日（火）～2月21日（金） 市役所1階市民ホール西側に展示。 ■ポスター作成　300枚 市内公共施設、公共交通機関、スーパーへの貼り出しを行った。	C
②親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、３～４か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	健康課	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	３～４か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施した。	A
③家庭教育学級	■市内小中学校ＰＴＡへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校ＰＴＡによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	生涯学習課	■引き続き、ＰＴＡへの委託による家庭教育学級や、講演会開催、情報発信などを行い、家庭教育の充実及び保護者の教育力向上を図っていく。	■小中学校25校PTAへの委託により、地域性やニーズに合わせた学習活動が実施された（延べ参加者数4,098人）。 ■生涯学習課で、家庭の教育力向上に向けた講演会を2回開催した（延べ参加者数248人）。 ■市ホームページ等での情報発信により、家庭教への意識の啓発を行った。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
（２）異年齢交流の促進						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	保育課	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。	■中高生等の保育体験受け入れ 実施園　10園 参加人数　207人	A
②ジュニアリーダー講習会	■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。 年10回実施（平成２６年度） ■効果 企画・運営を大学生・高校生のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っていく。	子育て課	■引き続き小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■青少年委員の会ジュニアリーダー部会との連携強化を図り、地域活動の促進を行う ■青少年委員、講師を中心として、リーダーに向けて研修の充実を図る。	■実施日 6月～12月に実施（計10回） ■参加人数　53名（内訳：小学生35名、中学生18名） ■講習会では野外活動や日野市発祥のスポーツであるハンドロウルを行った。 ■講習会のプログラム拡充、リーダーの創造力向上のため、リーダーがゼロから企画する講習会を設けた。 ■地域をより知るため、市内ウォークラリーを実施した。	A
（３）子どもの人権意識の醸成						
事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
①道徳授業地区公開講座	■全ての小・中学校で学校、家庭、地域社会との連携により開催している。継続して、道徳授業の質の向上と公開講座の開催方法の工夫等を図り、さらに事業を充実させていく。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	学校課	■全校で道徳授業地区公開講座を実施。地域や保護者へ呼びかけ、意見交換会を継続	■市内の全ての小中学校において、道徳授業地区公開講座を実施し、保護者や地域の方々との意見交換を図った。	A
②人権教育推進委員会	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を１名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■東京都の人権尊重教育推進校指定を受けた日野第四小の取り組みを広めるとともに、人権教育推進委員を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	学校課	■東京都人権施策推進指針が平成２７年８月に改訂されるとともに、人権教育プログラムが改訂され人権課題が再構築された。これまで「性同一性障害」「性的指向」等の新たな人権課題についての教員研修を継続し教員の理解を深めるための研修を行ってきたが、今後も具体的な指導の在り方について検討する。	■毎年の人権教育推進委員会において、数年かけて全ての人権課題を取り上げ、教員が多様な人権課題に対して理解を深める機会にするとともに、幼児・児童・生徒に対する具体的な指導の在り方について協議を行った。 ■人権教育推進委員会での講義、人権尊重教育推進校の研究の成果を生かし、人権教育全体計画・年間指導計画の見直しが図られた。	A

事業	内容	方向性 （平成27年4月～平成32年3月）	担当課	令和元年度の取組	令和元年度実績	令和元年度の取組内容の評価
③心の教育（いじめ防止基本方針）	■自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図り、道徳性を養い、相手を思いやり、社会に貢献する力を育む。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。 ■動物ふれあい訪問事業を実施する。	学校課	■「すべてを拾い上げ、対応する」ことを基盤に、いじめの早期発見と、速やかな組織対応に努める。 ■すべての子どもたちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子どもたちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進める。 ■平成２９年３月のいじめ防止基本方針改訂を踏まえて具体的な取組を定めた上で、対策委員会で策定された報告書に基づき、各校の対策を具現化していく。 ■ふれあい月間におけるアンケート調査等を踏まえ、実態を把握するとともに、学校が組織的な改善策を講じることができるよう支援の充実を図る。 ■学校評価へのいじめ対策の記載について各学校と連携し、調整を図る。	【いじめ防止基本方針に基づく対応】 ■平成２６年９月に成立した基本方針を平成２８年６月に改定し、より効果的にいじめ問題に対する対策を図れるようにした。 【学校いじめ防止基本方針に基づく対応】 ■全校が策定した基本方針を踏まえたいじめ問題に関する対応を実施した。 ■日野市いじめ問題対策連絡協議会の設置・・・年１回開催した。 【日野市教育委員会いじめ問題対策委員会】 ■学識経験者２名、学校関係者２名、教育委員会２名、特別支援総合コーディネーター１名で構成。学期に１回開催し日野市におけるいじめ問題に関する現状と課題について、学校における取組を具体例として示し、取組の良い点、今後さらに改善していく必要がある点について協議した。第３期の報告書をまとめ各校に配布した。	A
④高齢者との交流	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を１名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	学校課	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との交流を継続する。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との交流を行った。	A
⑤子ども条例の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。 ■【策定までの経過】 ①平成13年から職員によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを検討。 ②平成14年に市民の意見を取り入れるため、市民を公募。応募した市民（おとな会議23名）と職員が３年間で108回の会議を実施。公募で集まった子どもたち（８名）からも意見をもらい、条例の元になる案を作成。 ③平成18年８月にパブリックコメントを実施。 ④平成20年６月議会に上程。 ⑤平成20年７月１日条例を施行。	■ 行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■ 日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19 条推進体制、20 条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議にその役割を位置づけていく。	子育て課	条例施行10周年記念事業を契機として、引き続き周知・啓発に向け取組みを検討していく。	■児童館、保育園、図書館へ条例の啓発ポスターを配布し普及啓発を行った。	A
⑥いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが人を大切にし、かけがえのない「命」の大切さを考えてもらう事業を実施。	■中学生の間に一度は受講できるよう、１年に２～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、ＰＴＡの方にも参加していただき考えてもらう。	セーフティネットコールセンター	30年度と同様の取組を実施予定 ■市内の中学校3校で、パネル展示及び講演会を実施。 ■全ての中学校で、保護者や地域住民も参加できるよう、学校公開等と合わせて実施する。	実施日R1.9.11～9.12日野第一中学校 展示 参加者数752人 実施日R 1.9.11 日野第一中学校 講演会 参加者数241人 実施日 R1.9.27～10.4 三沢中学校 展示 参加者数 787人 実施日R 1.10.4 三沢中学校 講演会 参加者数787人 実施日R 2.1.20～1.24 日野第二中学校 展示 参加者数 433人 実施日R 2.1.17 日野第二中学校 講演会 参加者数 433人	A